

1964年6月15日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時50分～午後7時51分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	森太郎	2番	北嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次富	盛信	5番	石川	真英	6番	仲村	春果
7番	稲嶺	正康	8番	石田	英	9番	安里	安明
10番	又吉	正弘	12番	大川	昇	13番	伊佐	真得
14番	仲村	喜永	15番	大宮	盛昌	17番	伊佐	貞寿
18番	中里	幸助	19番	武島	行男	20番	仲村	盛光
21番	古波蔵	清次郎						

3. 不応招議員は次のとおりである。

11番 石川 繁 16番 宮里 敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 春勝	助役	呉 屋 真 徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正頼	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 金喜
経済課長	伊佐 友誠	財政課長	～奥里 将俊	水道課長	国吉 真晴
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第22.一 設 質 問

1964年6月15日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時50分～午後7時51分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村里泰果
7番	福嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	12番	大川昇	13番	伊佐真得
14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌	17番	伊佐貞寿
18番	中里幸助	19番	武島行男	20番	仲村盛光
21番	古波蔵清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

11番 石川 繁 16番 宮里 敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 泰勝	助役	呉 屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 泰信	民生課長	当山 全喜
経済課長	伊佐 友誠	財政課長	～奥里 将俊	水道課長	国吉 真義
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第22.一 設 質 問

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、
議会成立いたしますので、只今より本日のの会議を開きます。
(午前10時50分)

議 長～暫休憩いたします。(午前10時51分)

議 長～再開いたします。(午前10時52分)

議 長～日程の追加をお願いします。局長をして読み上げさせます。

事務局長～日程24に諮問第3号、宜野湾市公共団体育成補助金交付規程に
ついて。
日程第25に諮問第4号、宜野湾市納税奨励補助金交付規程につ
いて。

議 長～以上の通り日程を追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので左様決定することにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時55分)

議 長～再開いたします。(午前11時5分)

議 長～只今より一設質問に移ります。最初に3番議員から願います。

議 長～18番、19番、14番議員の出席を報告いたします。

3 番～本市が都市計画も出き上つて政府の認可の段階に米ておりますが、
市当局においては常に将来の宜野湾市の形勢というのを見透しなさ
つて将来にはどういう様な線路をうちたいという事を考えておられ
ると思うんですが、例えばマスタープランの範囲でありましたらど
の一带に工業地帯をもつとか或は商業地帯はどの地帯にするとか、
おおまかの都市計画は我々も知っている訳であります。特に本市
がどういう都市として或は一次産業都市、或は二次産業都市として
発展させるのであるか或は従来の農業と併行して荷を発展させる計
画であるのか、その点本市の基幹産業となる計画はもつておられ
るかどうか。

市 長～只今の御質問にお答えいたします。宜野湾市の将来の基幹産業はど
こに置くか又これからの計画としての今都市計画に盛り込まれた計画を
もう少し具体的にだというふうに思います。宜野湾市は市として非

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、
議会成立いたしますので、只今より本日のの会議を開きます。
(午前10時50分)

議 長～暫休憩いたします。(午前10時51分)

議 長～再開いたします。(午前10時52分)

議 長～日程の追加を願います。局長をして読み上げさせます。

事務局長～日程24に諮問第3号、宜野湾市公共団体育成補助金交付規程に
ついて。
日程第25に諮問第4号、宜野湾市納税奨励補助金交付規程につ
いて。

議 長～以上の通り日程を追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので左様決定することにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時55分)

議 長～再開いたします。(午前11時5分)

議 長～只分より一設質問に移ります。最初に3番議員から願います。

議 長～18番、19番、14番議員の出席を報告いたします。

3 番～本市が都市計画も出き上つて政府の認可の段階に来ておりますが、
市当局においては常に将来の宜野湾市の形態というのを見透しなさ
つて将来にはどういう様な線路をうちたいという事を考えておられ
ると思うんですが、例えばマスタープランの範囲でありましたらど
の一带に工業地帯をもつとか或は商業地帯はどの地帯にするとか、
おおまかの都市計画は我々も知っている訳であります。特に本市
がどういう都市として或は一次産業都市、或は二次産業都市として
発展させるのであるか或は従来米の農業と併行して街を発展させる計
画であるのか、その点本市の基幹産業となる計画はもつておられる
かどうか。

市 長～只今の御質問にお答えいたします。宜野湾市の将来の基幹産業はど
こに置るか又これからの計画としての今都市計画に盛られた図面を
もう少し具体的にだというふうに思います。宜野湾市は市として非

番～只今の市長さんの答弁で大体のことはつかんだつもりでおりますが、一次産業も二次産業も三次産業も育成して行きたいということでご存じと思いますが、特に重点的に本市の状況から考えましてどの産業を将来重点的ににおいて行きたいという考え方でありますか。どこの市においてもその特徴があると、例えばコザにおいては三次産業を主体

常に特殊な条立地条件にあると思います。一部農耕地帯、そして更に商業地帯をもち尚生産加工についてはこれから発展する可能性があると思います。したがってその基幹産業になるのは一次だけでなく二次だけでなく三次にもまたがると思うのであります。現在の第一次産業の地帯として最も農耕地をもっているのが5号線一帯であります。これは将来とも農耕生産の面で市の産業振興に努力をして行きたいと思います。それについては現在の所、技術的な面も絶えず指導してはおりますが、私立法院や政府に申し上げるのは、今の農業生産を高めるための技術的指導と細切れの補助金よりもつと大事な点があると、それは沖縄の農業がコストが高いとよくいわれますが、これはハワイ見た場合も当然人がたかる様なかつこうにおかれていると基本施設は、これは市町村ではどうにもならぬので、国家としてやるべきものが例えば戦後の仕事であれば、先ず戸籍の整備とそれから土地の所有者がだれのものであつたというような土地調査と次に来るのがこれから基本産業として農業を進める上に最もガツになる所の今の細切れに土地所有者が土地をもつて現代の農業を営むに不便の様なかつこうにおかれているので、何とかして区画整理もして機械もと入れて仕事が出きる様にならんと雇農が出るし或は生産コストもいつまでもむかしの様に手先で担いでということになると無理があるので、今の志真志の農業構造改善が確かにいい思いつきだというので、これでもつて市の何処よりも早く現代の農業経営が営める様な形にもつて行きたいというので進めたのであります。これはいつかも申上げました様に改善事業いわゆるパイロット地区の進める期間において今の所まだ地主の納得の行かない所があつてとん座している様なかつこうにあります。が、将来今の5号線沿いの耕地においてはそれが必要であると思います。次の産業になりますとこれは現在の所加工している工場という工場はほとんどないといつてよい位ですが、ただ原料を他所からもつて来てペプシコーラとか飲料水の会社はありますけれども将来は1号線に沿う海岸の所にこういう生産工場を持つのが市の発展に産業として伸びることが出きる可能性があると思います。次の第三次産業のサービス業、今の商店のほとんどがその主になると思うんですが、これは都計と共に発展が予想されますが、これについてもその育成に努力して行きたいと思います。尚一次産業においては農協組合と又三次においては商工会と二次においてはこれは建設とも関係します。埋立についても良く話合つてどういう工場を誘致するか、又埋立てた場所のどの一帯にもつて行く方が有利かということも、これから検討して行きたいところ思っております。

- 3 番～只今の市長さんの答弁で大体のことはつかん**だ**つもりでおりますが一次産業も二次産業も三次産業も育成して行きたいということではございますが、特に重点的に本市の状況から考えましてどの産業を将来重点的に置いて行きたいという考え方がありますか。どこの市においてもその特徴があると、例えばコザにおいては三次産業を主体

にして進めているという様な方法で、その市自体でその市にマッチして将来こうでなければいかんという計画も方針として進めなければいかんと思いますが、一次産業も二次産業も三次産業も盛んにしたいという今の答弁であります。本市の状況において将来是非この産業を重点におかなければいかんということはまだ計画はない訳です。構想の段階でもよろしゅうございませうか。そういう考えはないかどうか。

市長～只今の御質問、3つを重点におくということであるが、1つにということですか。

3番～いや宜野湾の状況においてその市の独自の状況にマッチしてどういう産業が将来宜野湾市の町が進展して農耕地がくずされた場合でもこの産業を主体にして進めたいという様な構想或は計画がありであるかどうか。例えば町が進展することによつて第一次産業はこれは当然おとろえていくべきだと思いますが、そういった場合には、これも奨励する、あれも奨励するといった様なことは出きないと思いますが、将来宜野湾市がどの位の人口規模になつて、大体マスタープランも出ておりますが、宜野湾市はこういうような方向に進むんだという様な構想或は計画がありであるかという訳であります。

市長～今の御質問は3つ挙げてあるが、1つにしぼつての構想はないかという意味はないかという意味ですか。

議長～暫休憩いたします。(午前11時31分)

議長～再開いたします。(午前11時33分)

3番～いやいや宜野湾市としてどういう産業に重点的に育成して行くか。

市長～今申上げた様に宜野湾市の立地条件としては3つとも必要だと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時36分)

3番～将来もですね。

市長～然しその伸びについては時代の要せんによつてどちらかをもつとも有利に伸びるということもあり得ると思うんですが、今の所これを捨ててこれ1つにしようという考えはもっておりません。

にして進めているという様な方法で、その市自体でその市にマッチして将来こうでなければいかんという計画も方針として進めなければいかんと思いますが、一次産業も二次産業も三次産業も盛んにしたいという今の答弁であります。本市の状態において将来是非この産業を重点におかなければいかんということはまだ計画はない訳ですね。構想の段階でもよろしめございますか。そういう考えはないかどうか。

市長～只今の御質問、3つを重点におくということであるが、1つにということですか。

3 番～いや宜野湾の状態においてその市の独自の状態にマッチしてどういう産業が将来宜野湾市の町が発展して農耕地がくずされた場合でもこの産業を主体にして進めて行きたいという様な構想或は計画がありであるかどうか。例えば町が発展することによつて第一次産業はこれは当然おとろえていくべきだと思いますが、そういった場合には、これも奨励する。あれも奨励するといった様なことは出きないと思いますが、将来宜野湾市がどの位の人口規模になつて、大体マスタープランも出ておりますが、宜野湾市はこういうような方向に進むんだという様な構想或は計画がありであるかという訳であります。

市長～今の御質問は3つ挙げてあるが、1つにしぼつての構想はないかという意味はないかという意味ですか。

議長～暫休憩いたします。(午前11時31分)

議長～再開いたします。(午前11時33分)

3 番～いやいや宜野湾市としてどういう産業に重点的に育成して行くか。

市長～今申上げた様に宜野湾市の立地条件としては3つとも必要だと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時36分)

3 番～将来もですね。

市長～然しその伸びについては時代の變せんによつてどちらかがもつとも有利に伸びるということもあり得ると思うんですが、今の所これを捨ててこれ1つにしようという考えはもっておりません。

- 3 番～施政方針の中にも第一産業である所のパイロット地域において政府との実施の段階において調整が出きんで停滯しているということでございますが、市当局としてそれに対してどの程度の援助或は協力をしたか、それについてお伺いします。

副 長～12番議員の出席を報告いたします。

市 長～これは何日も御説明申上げましたが政府の方では地主では負担せず政府の方でほとんど、この事業を完成し地主は只区画整理をする場合に道路や排水に土地が切れるので、その減歩工事はほとんど政府の方でやつてもらえるんだということでありましたが、その後受益者として全部政府でやるんぢやなしに地主組合をつくってやつてくれということで、それで地主組合が2割の費用を負担しなければいかなんというので、出さなくなっております。地主に聞きますと自分の土地も減る、それから工事期間中に収益も上らない、それにお金を負担するということは問題であるというので、今の所まだそれが出きっておりませんが、政府の方としても経済局でも始めは地主組合にもつて行かんでも出さるという話はあつたんだけど、今日では是非地主組合を作らして進めようということでありまして、主としてこれについては政府と地主との間に立つて、それを納得せしめる場合の集りをもつていろいろ説明会を開催した訳です。今の所そこに資金の援助とかは出しておりません。

- 3 番～私の質問したいのは、結局始めは政府が全額負担するということであつたが、後になつて地主も或程度負担しなければいかなん、地主もそういう面で収益の問題とかあるという様なことではありますが、先程課長さんが農業をやるなら集約的にやらなければいかなんと今後の問題はそういう面では非将来の問題として考えて行きたいという様なことを申されたが、その場合は農家がそういう予算を始めるのはいかなんともありませんが、そうならば或る程度政府がそういう予算的か或は始めの話し合いからどうしてもこれだけしか出せない、そのために1ヶ年、2ヶ年と延び延びになるということになれば、そこに市もとび込んでいきまして、そこに或る程度の負担も市当局がやつて、そして実現させるのが当然だと思ふんですが、1ヶ年、2ヶ年或は3ヶ年も期間が延びて万一それが政府自体も予算が流れてこのモデル地区が出きないということになれば、そういう面で指導して将来の農業はこういうふうでなければいかなんという方針は決めて置いてもらいたいという面でもん座して流れるおそれがあると思ふんですが、市当局も予算を注ぎ込んでもそれに取つ返むという意欲があるかどうかという私は質問をやっているんですが。

市 長～私もおつしやる通り同意でありまして、その点は一昨日立法院・申部の全部との話し合いもありまして、いくらか出ておるんだがどうなつ

長～12番議員の出席を報告いたします。

3 番～私の質問したいのは、結局始めは政府が全額負担するということがあつたが、後になつて地主も或程度負担しなければいかんと、地主もそういう面で収益の問題とかあるという様なことでありますが、元程課長さんが農業をやるなら集約的にやらなければいかんと今後の問題はそういう面では是非将来の問題として考えて行きたいという様なことをおっしゃいましたが、それは実行政がそう簡単に行きぬからなこともありました、そうなれば或る程度政府がそういう予算的か或は始めの話し合いからどうしてもこれだけしか出せない、そのために1ヶ年・2ヶ年と延び延びになるということになれば、そこに市もとび込んでいきまして、そこに或る程度の負担も市当局がやつて、そして実現させるのが当然だと思ふんですが、1ヶ年・2ヶ年或は3ヶ年も期間が延びて万一それが政府自体も予算が流れてこのモデル地区が出ないということになれば、そういう面で指導して将来の農業はこういうふうでなければいけないという方針は決めて置いて、そういう面でもん座して流れるおそれがあると思ふんですが、市当局も予算を注ぎ込んでもそれに取組むという意欲があるかどうかという私は質問をやつてゐるんですが。

市長～私もおつしやる通り同感でありまして、その点は一昨日立法院、中部の全部との話し合いもありまして、いづらか出ておるんだがどうなつ

たかということでありましたが、今の宜野湾はこれを拒否したのかやりたいのかと今の話と関連しますが、私はやりたいと、若しこれを市の補助事業として政府が譲ってもらえるんだつたら或程度の経費は計上してでも私はこの仕事は進めたいと思いますが、然し今の所は地主でもつてやれということになつていのでそういうことにもいかんけれども、もつとこれをせじつめてこの事業はつい行していきたい。政府の方では調査費として次年度の予算にはいくらかは盛り込まれておるんだが、実際事業になるとあれではいかんがということとは話には聞いております。

- 3 番～それは実施の段階になつて、すでにとん座状態になつていというようにことになつたらこの農業計画は出さないのではないかというように考える訳であります。将来キビ作をさとうの自由化に伴つて合理化を打出すには是非そういうことでなくてはいかんと、当局が方針を決められるなら政府費~~を~~でなくてその点充分或る程度当局としても取つ組む態勢をとつてもらいたいとお願ひするものであります。その面におきまして先程の質問の中に織り込みました訳であります。が、キビ作ではそういう集約農業をやらなければいかんと思ひますが、特に町が発展するにしたがつて消費的野さいとかそういったものが今後発展するんでないかと思ひますが、この面についての一次産業の計画或は従来の養とん業が今まで1頭1頭各農家でやしなつていたのが、だんだんこれが集約的に入り20頭、30頭或は100頭とやしなう様な合理的な経営方法に變つておるのであるが、その面の育成とかそういうことは方針の中になつたか。そういう育成策或は振興策はお考えであるかどうか。

市長～これについても出るかぎりこれはずっと前からですが、都市化するにつれて今までの様な養とん業、今までの様な養とん業ではどうしても成り立たないと、又都市計画の障がいになつてくるので、若しこれから先の事業としてほんとうに養とん或は養とんをやるにはどうしてもこれをほんとうのこの人の事業としての多額しい旨にもつて行きたいということでも組合長ともよく話をもつております。現在の所中部でも政府あたりから宜野湾にはそういう物をやるのかというので、たくさん見に来られる様であります。長く経済部長とも話し組合長とも話してこれの育成には努力して行きたいと思つております。これに對してまた施設費とか労務代にいくらか補助をやるかということばまだ考えておりません。

- 3 番～農業面ではそういうことでありますが、水産業の面で12月の定例会で市長は漁業をやるより休漁した方がよいということをいわれましたが、今もその考えは変わりありませんか。

市長～今の所そのアサリがいとかいろいろありますが、遠洋漁業にしても

たかということでありましたが、今の宜野湾はこれを拒否したのかやりたいのかと今の話と関連しますが、私はやりたいと。若しこれを市の補助事業として政府が譲ってもらえるんだつたら或程度の経費は計上してでも私はこの仕事は進めたいと思いますが、然し今の所は地主でもつてやれということになっているのでそういうことにもいかんけれども、もつとこれをせんじつめてこの事業はつい行していきたい。政府の方では調査費として次年度の予算にはいくらかは盛られておるんだが、実際事業になるとあれではいかんがということとは話には聞いております。

- 3 番～それは実施の段階になつて、すでにとん座状態になつていふことになつたらこの農業計画は出きないのではないかというふうに考える訳であります。将来キビ作をさとうの自由化に伴つて合理化を打出すには是非そういうことでなくてはいかんと、当局が方針を決められるなら政府委せんでなくてその点充分或程度当局としても取つ組む態勢をとつてもらいたいとお願いするものであります。その面におきまして先程の質問の中に織り込みました訳であります。が、キビ作ではそういう集約農業をやらなければいかんと思ひますが、特に町が発展するにしたがつて消費的野さいとかさういつたものが今後発展するんでないかと思ひますが、この面についての一次産業の計画或は従来の養とん業が今まで1頭1頭各農家でやしなつていたのが、だんだんこれが集約的に入り20頭、30頭或は100頭とやしなう様な合理的な経営方法に變つておるのであるが、その面の育成とかさういふことは方針の中になかつたか。さういふ育成策或は振興策はお考えであるかどうか。

市長～これについても出さるかぎりこれはずつと前からですが、都市化するにつれて今までの様な養とん業。今までの様な養とん業ではどうしても成り立たないと、又都市計画の障がいになつてくるので、若しこれから先の事業としてほんとうに養とん或は養とんをやるにはどうしてもこれをほんとうのこの人の専業としての多額しい育にもつて行きたいということで組合長ともよく話をもつております。現在の所中部でも政府あたりから宜野湾にはさういふ物をやるのかというので、たくさん見に来られる様であります。が、良く経済課長とも話し組合長とも話してこれの育成には努力して行きたいと思つております。これに対してまた施設費とかブタ代にいくら補助をやるかということはまだ考えておりません。

- 3 番～農業面ではさういふことでありますが、水産業の面で12月の定例会で市長は漁業をやるよりは埋立の方が良いということをお願いしましたが、今もその考えは變りはありませんか。

市長～今の所そこのアサリがいとかいろいろありますが、遠洋漁業にしても

いわゆる港が漁港になるか、或は工業を誘致して原料を輸入したい製品を出したりする港になるかがはつきりすると思うが、今の所商工業を盛にするということでありますので今の所漁業ということを経済産業にもつて行くことは到底無理じゃないかと思っております

- 3 番～その点につきましては市長單獨のお考えであるか或は水産課の権限者或はそういう面の調査をされて、そういう面の断定を下されたのでどうか又單なる思いつきで埋立ての方が有利であるから埋立てした方がよいという考えであるかどうか、水産課のあり方そういうものを主体において基本的なところまで調出しての断定であるか、

市長～私が今申上げておるのは別に権限者と呼んではありません私の構想はこう思うがということは都内の職員や課長あたりとは、よく話はしてありません。そこから私としての考えをまとめた様な訳です、また下から通いますという意見はまだ受けておりません、

- 3 番～埋立地域に我々が計画しているのは45万坪とこう考えている訳であります、宜野湾市の海の面積はその何百倍がある訳であります、その面においての水産課はお考えでないか、どうかですね

市長～近海でのアサリがいでなしに遠洋漁業ですね、

- 3 番～それを含めての漁業であると思うんですが、市長の今の漁業は成り立たないという断定を下した基礎であります、わずか埋立てる所は45万坪で市がかかえている水はほう大な海だと思っておりますがそれに対して水産課が成り立たんという根拠がどこにあるかという意味です、

市長～成立たんというよりは市の立地条件からはそれにもつて行くよりは今申上げた所の産業を振興した方が有利だということでありまして、それはいろいろ企業として成立つことはあると思うんですが、市全体としての基幹の産業としてはどうかと思うという訳ですが、若し皆さんからいや水産課の方が有難いということであれば、その方の専門家も呼んで、基幹産業になるのはこれだという方向案をせにやならんと思いますが、今の所課長や役所の職員との話ではそういうふうな考えであるということです、

- 3 番この面は單なる役所内の話合いであるのか、または将来の市としての水産課のあり方を専門的ににり下げて後の断定であるか、現在私も手許の方にアサリの業者から計画変更の連名の文書が来ている訳であります、そのすじが違ふと、すでに都市計画は認可の段階に来ているのだから、それは区主に出すべきであるという様なこと

いわゆる港が漁港になるか、或は工業を誘致して原料を輸入したい製品を出したりする港になるかがはつきりすると思うが、今の所商工業を盛にするということでありますので今の所漁業ということを経営産業にもつて行くことは到底無理じやないかと思っております

- 3 番～その点につきましては市長單獨のお考えであるか或は水産業の権い者或は者或はそういう面の調査をされて、そういう面の断定を下されたのでどうか又単なる思いつきで埋立ての方が有利であるから埋立ての方が良いという考えであるかどうか。
水産業のあり方そういうものを主体において基本的にそこまで割出しての断定であるか。

市長～私が今甲上げておるのは別に権い者と呼んではありません私の構想はこう思うがということは部内の職員や課長あたりとは、よく話はしてありません。そこから私としての考えをまとめた様な訳です。また下から違いますという意見はまだ受けておりません。

- 3 番～埋立地域に我々が計画しているのは45万坪とこう考えている訳ですが、宜野湾市の海の面積はその何百倍がある訳であります、そのこの面においての水産業はお考えでないかどうかですね

市長～近海でのアサリがいでなしに遠洋漁業ですね。

- 3 番～それを含めての漁業であると思うんですが、市長の今の漁業は成り立たないという断定を下した基礎であります。わずか埋立てる所は45万坪で市がかかえている水はほう大な海だと思っておりますがそれに対して水産業が成り立たんという根拠がどこにあるかという意味です。

市長～成立たんというよりは市の立地条件からはそれにもつて行くよりは今申上げた産の産業を振興した方が有利だということであります。それはいろいろ企業として成立つことはあると思うんですが、市全体としての基幹の産業としてはどうかと思うという訳ですが。若し皆さんからいや水産業の方が有望だということであれば、その方の専門家も呼んで、基幹産業になるのはこれだという方向変えをせにやらんと思いますが、今の所課長や役所の職員との話ではそういうふうな考えであるということです。

- 3 番この面は単なる役所内の話合いであるのか、または将来の市としての水産業のあり方を専門的ににり下げて後の断定であるか。現在私も手許の方にアサリの業者から計画変更の連名の文書が来ている訳であります、そのすじが違ふと、すでに都市計画は認可の段階に来ているのだから、それは議主席に出すべきであるという様なこと

をやっている暇であります。こういう面で特に漁民の個々の関心というものは市長の方針と大分かけはなれた感じがありますが、単なる部課だけの話合いでそういう面を打出されたのか、アサリ、養魚だけでなく水産課の面までそういう所定を下されたのは非常におかしいのではないかと思います。その点について市長としてもう一步住民はどういう生活をしているかということをお考えになつて本年はこれを伸すと、たとへばここに40何万坪の埋立てがあつても振興して行くことがあるか、若しそれが出さなければ転業はどう考えるか。そういう点までも一応は打出すべきであつて本来のように現存している漁業者が困る場合には政府の救済処置があるという様なことで政府の救済処置ということになれば、~~やり~~なさいと、その時には助けてやろうという様なお考えしかないと思いますが、現在それを聞いた場合には私実際そこまでいうておりませんが、12月頃に聞いた場合には我々はそう考えているという事にしかならんと思うんですが、それに対して市長としてももつと現在生計を営んでいる漁民ということとを充分よくくしてもらひまして振興策も或はどうしても出さなければ転業或は埋立てる地域はこれだと、こういう面であつた方は漁業の方法を要えた方が良いのではないのかといつた様な指導方針も必要でないかと思うんですが、2月に政府からさかなのすを作るために計画があつたら出してくれ援助したいからということをも市当局に来て漁民から是非出す様に陳情があつたと思うんです。然し当局は計画がないということをも政府に答申されている。その点においては漁民としてはむかしからこういう仕事を営んでいる以上はそれ以外にはないからそういう面でさかなのすを作るには埋立地域外にしか出さない暇であります。單なる埋立と関連して漁民を困らすということは市長の方針としてはほんとのあり方でないかと思うんですが、その点市庁長としてはどうお考えであるか。

市長～たくさんいわれましたが、このさかなのすをやらないのは、いかにいんだがということになりますか。

3 番～さかなのすというのは、埋立地域外にしか出さないんだが計画を出す様にいわれたんだが、政府に対してはそういった計画は宜野湾にはありませんというふうに答申はしている様であります。然し1月の何日かに市長に対して漁民の要望もあつて是非その計画も繰り込む様にお願ひしたはずであります。然し政府に対しては計画がないといわれた様であります。

市長～今のこれはお答えしたのはまだ申請してなかつたので、まだしてないとお答えしてありましたが、その後陳情によつてどうしてもその申請があつて欲しいということがあれば、それに応えるように出した方が良いいんじゃないかと思つていますが、或は出したんじやなかつ

をやっている訳であります。こういう面では特に漁民の個々の関心というものは市長の方針と大分かけはなれた感じがありますが、単なる部課だけの話合いでそういう面を打出されたのか、アサリ乗だけでなく水産業の面までそういう断定を下されたのは非常におかしいのではないかと思います。その点について市長としてもう一步住民はどういう生活をしているかということをお考えになつて本年はこれを伸すと、たといここに40何万坪の埋立てがあつても振興して行くことがあるか、若しそれが出きなければ転業はどう考えるか。そういう点までも一応は打出すべきであつて本来のように現在やっている漁業者が困る場合には政府の救済処置があるという様なことで政府の救済処置ということになればなりなさいと、その時には助けてやろうという様なお考えしかないと思いますが、現在それを聞いた場合には私実際そこまでいうておりませんが、12月頃に聞いた場合には我々はそう考えているという事にしかならんと思うんですが、それに対して市長としてももつと現在生計を営んでいる漁民ということとを充分よくはくしてもらひまして振興策も或はどうしても出きなければ転業或は埋立てる地域はこれだと、こういう面であな方は漁業の方法を變えた方がよいのではないのかといった様な指導方針も必要でないかと思うんですが、2月に政府からさかなのすを作るために計画があつたら出してくれ援助したいからということをして市当局に来て漁民から是非出す様に陳情があつたと思うんです。然し当局は計画がないということをして政府に答申されている。その点においては漁民としてはむかしからこういう仕事を営んでいる以上はこれ以外にはないからそういう面ではさかなのすを作るには埋立地域外にしか出きない訳であります。単なる埋立と関連して漁民を困らすということは市長の方針としてはほんとのあり方でないと思うんですが、その点市野長としてはどうお考えであるか。

市長～たくさんいわれましたが、このさかなのすをやらないのは、いかにいんだがということになりますか。

3 番～さかなのすというのは、埋立地域外にしか出きないんだが計画を出す様にといわれたんだが、政府に対してはそういった計画は宜野湾にはありませんというふうに答申はしている様であります。然し1月の何日かに市長に対して漁民の要望もあつて是非その計画も織り込む様にお願ひしたはずであります。然し政府に対しては計画がないといわれた様であります。

市長～今ののとはお答えしたのはまだ申請してなかつたので、まだしてないとお答えしてありましたが、その後陳情によつてどうしてもその申請があつて欲しいということがあれば、それに応えるように出した方がよいんじゃないかと思つていますが、或は出したんじゃないか

たかと思いますが、

- 3 番～それに関連してもう1件だけお聞かせ願いたいと思いますが、漁民が非常に漁業というものに関心をもちまして自分たちは今まで法をおかして漁業を営んでおつたということを気付いて手続をする様にして当局にも出してある訳であります。これは入漁法規則によりまして25種類の中の漁業を営む場合は政府の認可を受けねばならない条文がありまして、それは市町村に交付することになって3月に漁民から大体書類を添えてすぐに手数料70セントを印紙と添えて出してあるのですが、今になつてもそういう手続をとつておらんと一部の書類の不備はあつたが、それを調査して是非出す様に漁民から政府の認可を営む場合には許可を受けなければいかんということが分りまして、当局を通して申請を出している訳であります。まだ政府には届いてないということですが、この点についてどういう手違いで今まで政府に届いてないのか。

市長～その点私はつきりキアッチしておりませんので、出ていないとすれば一応その理由を係から聞いてお答えしたいと思います。

議長～暫休いたします。(午前11時45分)

議長～再開いたします。(午前11時46分)

- 3 番～それについては大体議長はやる意志がおりと思いますが、3ヶ月もすぎておりますので、早目にする様要望いたします。
水産業については先市長からお話がありましたが、独立の地域とかそういう面とも勘案してやるということですが、サービス業の面におきまして現在コザに依いて蒸地に近いと、互野湾はいわれておりますが、これについて当局がそこに対して非常に熱が足りないんじゃないかと思う訳ですが、例えば3ヶ月前にオフリミッになつた地域がありまして、それについて1時は解放準備などやつておりますが、今になつては放任状態になつて成行に任せるといふ状態でありまして、その話によると或程度衛生施設が悪いといふことですが、これは或程度当局がはらをそえて強く出れば解決出来るんじゃないかと思うんですが、市長としてはそういう面にどういった努力をなされて行く積りであるか、我々としては極力その新聞にも出ておりましたが、オフリミッになつてから長い間なるということでしたが、外人の関係もあることだし市長としてどう考えて今後そういうものを解決して行くかですね。

市長～只今の御質問は確かに天満通りから向こう側に前にオフリミッになつて、そしてまた解決されてない所があります。これについては成行きに任しているのではなしに通り会長あたりと一語にけん兵隊な

たかと思いますが。

- 3 番～それに関連してもう1件だけお聞かせ願いたいと思いますが、漁民が非常に漁業というものに関心をもちまして自分たちは今まで法をおかして漁業を営んでおつたということを気付いて手続をする様にして当局にも出しておる訳であります。これは入漁法規則によりまして25種類の中の漁業を営む場合は政府の認可を受けねばならない条文がありまして、それは市町村に交付することになつて3月に漁民から大体書類を添えてすぐに手数料70セントを印紙と添えて出しておるのでありますが、今になつてもそういう手続をとつておらんと一部の書類の不備はあつたが、それを調査して是非出す様に漁民から政府の業を営む場合には許可を受けなければいかんということが分りまして、当局を通して申請を出している訳であります。まだ政府には届いてないということですが、この点についてどういう手違いで今まで政府に届いてないのか。

市長～その点私はつきりキアツチしておりませんので、出ていないとすれば一応その理由を係から聞いてお答えしたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時45分)

議長～再開いたします。(午前11時46分)

- 3 番～それについては大体議長はやる意志がおありと思いますが、3ヶ月もすぎておりますので、早目にする様要望いたします。
- 水産業については先市長からお話がありましたが、埋立の地域とかそういう面とも勘案してやるということですが、サーブス業の面におきまして現在コザに次いで基地に近いと、宜野湾はいわれておりますが、これについて当局がそこに対して非常に熱が足りないんじゃないかと思う訳ですが、例えば3ヶ年前にオフリミッになつた地域がありまして、それについて1時は解放陳情などやつておりますが、今になつては放任状態になつて成行に任せるといふ状態でありまして、その話によると或程度衛生施設が悪いといふことでありますが、これは或程度当局がはらをそえて強く出れば解決出来るんじゃないかと思うんですが、市長としてはそういう面にどういう努力をなされて行く積りであるか。我々としては極力この新聞にも出ておりましたが、オフリミッになつてから長い間なるということでしたが、外人の関係もあることだし市長としてどういう考えで今後そういうものを解決して行くかですね。

市長～只今の御質問は確かに天満通りから向こう側に前にオフリミッになつて、そしてまた解決されてない所があります。これについては成行きに任しているのではなしに通り会長あたりと一語にけん兵隊な

んかに行つたり、尚市長としては文書でもつて、ユースカーを通して途中から弁務官にその書類が、これでは困るといういい出しでから弁務官の方から更に調査をしてもらつたら、その理由が写真をつけて、こうこういう理由でオフリミットの解除は出来ないと、その中にいろいろありましたが、それじゃその理由であれば宜野湾市を全部オフリミットにやいかんといひましたが、下水道の施設ができていないというのが入っている訳です。仲間に下水道の施設が出ていないのは何か所使しかなひが、これを向こうからの要求通りするのはどうしても無理だと思つて当初の売渡しが女の何というふうき問題ではこれを警察にもお願いし、更にけん兵隊にも何べんも足を運んで街灯をつけたり警察のパトロールを新にしろとつたりして今の所はとんどないといふつた所までなりましたので、後は本たまりも市の方から石粉を入れたり補助をしたりして更に保健所やユースカーにももう大丈夫と思ふんだが下水道だけは私たちがいつかは予算をねん出してやる積りだからというふうに話が進めたが最近ユースカーの衛生課の方から2、3回見に来て、今日も来ています。今日も今雨工係と一緒に見に来ていますが、特に去つた議会に近く市に健康都市の宣言もやろうという失先に郷心にオフリミットというはたがかかつておつたんでは全くこれはむじゆんしたことであるから、極力今日出る時にも皆さんまわつてもらつて、その地域には別に外人相手の商売をしているものもおらんというふうに出きるだけ早目にそれを解除してもらふ様にという事を申上げてあります。私も成行にまかせて放つてある訳ではありません。只ここに困難な点は向こうの指摘したものの中に水道だけ使えればよいのに井戸も使っている。又タフクもあるのだからこればもぶちこわさせて埋めてとどういふふうなことで向こうから来ているんです。それで個人の所有であるので、要らなければとつてもらいたいとこれも指摘された1つだよということとは伝えてありますが、個人所有の中には便所あたりも改造を要求しておりますが、これもやる様にという所まではいえませんが、市から金を借して振替えてやる訳にもいかないし、こういう面ではいろいろ指摘はしてあげているが、私たちは外人相手の商売ではないので何もこのままで良いんじゃないかという気持ちがあつてその地域の住民の協力もまだ充分ないんじゃないかと思ふ訳であります。

- 3 番～去年の予算議会だつたと思ふんですが、この問題が出て努力するとかいうことでありましたが、本年度の調査する所は或る程度水をはかして、軍のいう所によれば下水であります。軽い気持ちの面での下水じゃないかと、そういうことなら少々の予算でも出るのであるがその神岡もないし我々から見たら放任といつた様な感じがしますが確かに井戸を埋めるとかいつた様な問題はその人の所有になります。皆が使っている汚水を流す様なみぞ位はある程度小さい予算でも出き

んかに行つたり、尚市長としては文書でもつて、ユースカーを通して途中から弁務官にその書類が、これでは困るといういい出してから弁務官の方から更に調査をしてもらつたら、その理由が写真をつけて、こうこういう理由でオフリミットの解除は出来ないと、その中にいろいろありましたが、それじゃその理由であれば宜野湾市を全部オフリミットにやいかんといいましたが、下水道の施設が出ていないというのが入っている訳です。沖縄に下水道の施設の出ているのは何か所位しかないが、これを向こうからの要求通りするのはどうしても無理だと思つて当初の売春とか女の何というふうき問題はこの警察にもお願いし、更にけん兵隊にも何べんも足を運んで街灯をつけたり警察のパトロールを~~増~~にしてもらつたりして今の所ほとんどないといふつた所までなりましたので、後は水たまりも市の方から石粉を入れたり補助をしたりして更に保健所やユースカーにももう大丈夫と思うんだが下水道だけは私たちがいつかは予算をねん出してやる積りだからというふうに話は進めたが最近ユースカーの衛生課の方から2、3回見に来て、今日も来ています。今日も今商工係と一緒に見に来ていますが、特に去つた議会に近く市に健康都市の宣言もやろうという失先に都心にオフリミットというはたがかかつておつたんでは全くこれはむじゆんしたことであるから、極力今日出る時にも皆さんまわつてもらつて、その地域には別に外人相手の商売をしているものもおらんというふうに出きるだけ早目にそれを解除してもらふ様にといい事を申し上げてあります。私も成行にまかせて放つてある訳ではありません。只ここに困難な点は向こうの指摘したものの中に水道だけ使えばよいのに井戸も使っている。又タンクもあるのでこればもぶちこわさせて埋めてとこういうふうなことまで向こうから来ているんです。それで個人の所有であるので、要らなければとつてもらいたいとこれも指摘された1つだよということは伝えてありますが、個人所有の中には便所あたりも改造を要求しておりますが、これもやる様にといい所まではいえませんが、市から金を出して振替えてやる訳にもいかないし、こういう面ではいろいろ指摘はしてあげているが、私たちは外人相手の商売ではないので何もこのままで良いんじゃないかという気持ちがあつてその地域の住民の協力もまだ充分ないんじゃないかと思う訳であります。

- 3 番～去年の予算議会だつたと思うんですが、この問題が出て努力するとかいうことでありましたが、本年度の調査する所は或る程度水をはかして、軍のいう所によれば下水であります、軽い気持ちの面での下水じゃないかと、そういうことなら少々の予算でも出るのであるがその計画もないし我々から見たら放任といった様な感じがしますが確かに井戸を埋めるとかいった様な問題はその人の所有になりますが省が使っている汚水を流す様なみぞ位はある程度小さい予算でも出き

る問題であり、新年度予算には計上されておりませんが、道路の維持、土木費からでもまわしてもそういうものは出せるかと思っておりますので、そういう面に努力してもらいたいことを要請して次の質問に移ります。

- 3 番～2 番目で都市計画の年次計画を承わりたいと思うことですが、都市計画事業としてマスタープランは出ておりますもののそれが実施の段階はいつであるかということについて住民は非常に期待している訳であります。そこで事業に入る前に第一歩はどういう面からどの程度やる、又区画整理の方はどういうふうに着手してやると、第二年度の方はどうしてやるという事業計画をマスタープランを作つて出してあるのは2月頃だということですが、もうそろそろそれについて事業に移す計画は出ておると思ひますが、ありましたらその点お聞かせ願ひます。

市長～都市計画事業の年次計画となりますと、結局その事業をもつてそして予算を準備して進める計画だと思ひますが、今まではマスタープランを経て法的な都市計画を行うという今政府の都市計画審議会に出してある、今年度でこの審議会をもちたいということでありましたが、これまれの仕事がそれでありました。本年度の予算ではその中の地割決定をして、そこに地割と区画整理の認可を得ようという計画で今一生懸命にやつておる訳で、これは大体7月一杯ではその認可手続が済むものとしております。更に向こうの方ではまた審議委員会を開いて事業が決定されるので、その事業が決定する前にこのこととして綿密な事業計画が要るんです。それでその認可が次第その計画を立てて地主との承諾を得てその事業の費用は見積りをして、この前も申上げましたがこれは一般の計上予算とは別に特別の会計でもって資金借入れをしてこの仕事を進めて行くというところ思つておりますが、いずれにしても7月までは認可手続書類が完成する様に今作業を進めております。場所は最も区画整理の地域としては今解放になつて前すじ原の一番、それと半地帯泊一帯がこの区画整理で最初に手をつける所です。道路とか排水ということになりますが、これは毎年の政府の補助事業として又市の予算の許す範囲でこの道路排水の仕事をしておりますが、本年度の大きな予算は今の組合の前から前に去年日政援助で何とかやろうといつて残されていた所の排水工事が来るべき6年度の予算で予定されております。今までの話合では大体9月頃からは着工できる様に出張所とも連繋して早くその準備を進めてくれということではありまして、これが一番大きくは管小堀の今度の予算で出たものは去年の続き、それから新しく日政援助が可能な場合はこの区画整理とも併行して18米道路の将来は野代の方から中学校の前を通つて今の1号線にはおりずに今の喜友名の方から大前名の上の方に通つて行く様にして将来の道路を築いて行こうというので今度

る問題であり、新年度予算には計上されておりましたが、道路の維持、土木費からでもまわしてもそういうものは出きるかと思っておりますので、そういう面に努力してもらいたいことを要望して次の質問に移ります。

- 3 番～2 番目で都市計画の年次計画を承わりたいと思うことでありますが、都市計画事業としてマスタープランは出ておりますもののそれが実施の段階はいつであるかということについて住民は非常に期待している訳であります。そこで事業に入る前に第一年度はどういう面からどの程度やる。又区画整理の方はどういうふうに着手してやると。第二年度の方はどうしてやるという事業計画をマスタープランを作つて出してあるのは2月頃だということですが、もうそろそろそれについて事業に移す計画は出ておると思いますが、ありましたらその点お知らせ願います。

市長～都市計画事業の年次計画となりますと、結局その事業をもつてそして予算を準備して進める計画だと思いますが、今まではマスタープランを練つて法的な都市計画を行うという今政府の都市計画審議会委員会に出してある。今度普天間でこの審議会をもちたいということでありましたが、これまれの仕事がそれでありました。本年度の予算ではその中の地図決定をして、そこに埋立と区画整理の認可を得ようという計画で今一生懸命にやつてゐる訳で、これは大体7月一杯ではその認可手続が済むものとしております。更に向こうの方ではまた審議会を開いて事業が決定されるので、その事業が決定する前にこのこととしては綿密な事業計画が要るんです。それでその認可がいき次第その計画を立てて地主との承諾を得てその事業の費用見積りをして、この前も申上げましたがこれは一般の計上予算とは別に特別の会計でもつて資金借入れをしてこの仕事を進めて行きたいところ思つておりますが、いずれにしても7月までには認可手続の書類が完成する様に今作業を進めております。場所は最も区画整理の地域としては今解放になつてゐる前すじ原の一带。それと宇地泊一帯がこの区画整理で最初に手をつける所であります。道路とか排水ということになります。これは毎年の政府の補助事業として又市の予算の許す範囲でこの道路排水の仕事をしてありますが、本年度の大きな予算は今の組合の前から前に去年日政援助で何とかやろうといつて残されてゐた所の排水工事が来るべき65年度の予算で予定されております。今までの話合では大体9月頃からは着工できる様に出張所とも連携して早くその準備を進めてくれということでありまして、これが一番大きく次は青小畑の今度の予算で出たものは去年の続き、それから新しく日政援助が可能な場合はこの区画整理とも併行して18米道路の将来は野だけの方から中学校の前を通つて今の1号線にはおりずに今の喜友名の方から大謝名の上の方に出て行く様にして将来の道路を変えて行こうというので今度

98

の日政援助では大体中学校の前の石山の所までを見張りして出して
おります。これはこの場合には今年度はどこまで来年度はどこまで
というふうに細かい点には今はもつておりませんが、重点的にこの
場合は都市関係だけではなぐしに、開拓事業の農道においてもマス
タープランと照し合せてこれから先にやろうというふうな計画で、
次の3番計画とも関連しますが、これを向こう5ヶ年分の計画即ち民
政5ヶ年計画を出してもらう様にと、これは民政5ヶ年の例はほとん
ど総務事業になつております。一応市としてもこれを出して、市の出
した後政府の方でせんたくをして可能なものから執行しようとい
うふうに向こうとの話合いは下に決定したものと両方あるので、こ
の場合にはそれまで一語に含めてもらう様に進めてありましたが、
実は急に両週に入つたのでどうも現年度の計画していた工事、それ
の年度内での何がむつかしいので、急いでこれの相誤に来る様に
呼ばれましたので大部分は市の出したものと一致しておりますが、
細い面については部長の方から説明させてもらう様にします。

- 3 番～政の関連はあると思いますが、私の質問したいのは総務局長との話
合で、政府としては認可ならん限り計画の中に入れられないと、つ
まり都市計画事業をやるという認可がなかつたら政府としては認め
ないということですが、結局そうなれば現年度も次の年度も
予算には~~繰り~~繰り込まれているかということになります。今す
でに立法院で予算審議はされている。マスタープランはまだ認可はさ
れていないという事になります。来年度一杯都市計画の予算は政府から
もらえんということになります。那覇市の区画整理事業の状況を
聞かされた場合には5割位の補助を受けて補助の成果を挙げている
ことを新聞から見たら各区画整理部面でも補助は大きいということ
であります。然しこれは認可ならんと政府としても査定しないど
うことは、この前も分つておりますので、この事業に対する政
府の補助は来年度はないものと考えて差支えありませんか。

市 長～事業のですね。

- 3 番～はい、区画整理事業のです。

市 長～たしかにその通りであります。認可得ないという事業に対する助
助金は得られないのであります。従つて7月までそれからその準備
の費用としては政府からも補助金は無いのであります。認可手続をす
ればこの事業がこの1ヶ年で済むものであるか継続して済むもので
あるかに対して今年度(65年度)では国だけでも出していただい
て何とか補助金を獲得したいと思つております。

- 3 番～今市長さんがほつきりした答弁をなさつていたので、つまりそう
なれば来年度で都市計画事業並びに区画整理事業に着手する見通しは

の日政援助では大体中学校の前の石山の所までを見積りして出しております。これはこの場合には今年度はどこまで来年度はどこまで、というふうに細かい点には今はもっておりませんが、重点的にこの場合は都計関係だけではなく、開拓事業の農道においてもマスタープランと照し合せてこれから先にやろうというような計画で、次の3番とも関連しますが、これを同こううけ年分の計画即ち民政5ヶ年計画を出してもらう様にと、これは民政5ヶ年の何はほとんど継続事業になつております。一応市としてこれを出して、市が出した後政府の方でせんたくをして可能なるものから執行しようというふうに向こうとの話し合いは下に決定したものと両方あるので、この場合にはそれまで一語に含めてもらう様に進めてありましたが、実は急に雨期に入つたのでどうも現年度の計画していた工事、その年度内での何がむづかしいので、急いでこれの相誤に来る様にと呼ばれましたので大部分は市が出したものと一致しておりますが、細い面については課長の方から説明させてもらう様にします。

- 3 番～次の関連はあると思いますが、私の質問したいのは建設計局長との話合で、政府としては認可ならん限り計画の中に入れられないと、つまり都市計画事業をやるという認可がなかつたら政府としては認めないということですが、結局そうなれば現年度も次の年度も予算にはんう繰り込まれているかということになります。今すでに立法院で予算審議はされている。マスタープランはまだ認可はされていないという事になれば来年一杯都市計画の予算は政府からもらえんということになります。那覇市の区画整理事業の状態を新聞から見た場合には5割位の補助を受けて相当の成果を挙げていることを新聞から見たら各区画整理部面でも援助は大きいということですが、然しこれは認可ならんと政府としても査定しないということは、この前も分っておりますので、この事業に対する政府の補助は来年度はないものと考えて差支えありませんか。

市 長～事業のですね。

- 3 番～はい。区画整理事業のですね。

市 長～たしかにその通りであります。認可得ないという事業に対する助金は得られないのであります。従つて7月までそれからその準備の費用としては政府からも補助金は載っております。認可手続をすればこの事業がこの1ヶ年で済むものであるか継続して済むものであるかに対して今年度(65年度)では頭だけでも出していただいて何とか補助金を獲得したいと思つております。

- 3 番～今市長さんがはつきりした答弁をなさつていので、つまりそうなれば来年度で都市計画事業並びに区画整理事業に着手する見通しは

ないという訳ですね。

市長～現段階の政府の補助金として、これに当てるといふ予算はない訳です。

3 番～政府の追加更正でもお願いしてでもそういう事業を進めて行くという様な別個の構想をもつておられるか、或はまたその年度が要らなければ政府は査定しないというから、政府事業でなくて政府の事業は来年度は見込はないからそれで事業は進めて行くという考えであるかですね、それとも途中で更正予算の目途があるからお願いするといふお考えあるか、或は单独に政府の援助をおおがないで1ヶ年は事業着手するといふお考えであるか、その点お伺いします。

市長～政府の予算には今の所盛り込んでおりませんので、こちらの認可手続が7月一杯に提出して、これは長い場合は3ヶ年もかかるんですが、一応前にも話した様に審議委員会を聞いて、そしていざ事業にかかる場合には計画においては政府はもう知っております。区画整理という点とも再三お願いしてありますから、是非その場合にはよろしくとお願いしてありますが、その場合に年度途中でありますので何とかして、その年で頭を出させることが出来るならば幸だと、1ヶ年で済む、おそろく1ヶ年この区画整理になるといふと1気にやれば両方とも1語に出るかも知らんが、その事業の計画がまたがるものであれば、来年度にもつていくし、どうしても今年度は事業費としては出せないということになれば来年度はこの事業ではやれないということになります。

3 番～都市計画事業に対して住民は去年の2月頃から認可するんだと、或は又6月頃になる、また10月頃には必ずやるというふうにして、始めから非常に認可を待ちわびて事業着手の段階を待っている訳であります。これは自分の屋敷、自分の土地が自分の家が都市計画の中にかかりまして一応家を建てよう、家を改築しようと思つても現在止められている状態でもあります。それでいつまで待つかというのが住民のいつまで経つても市はやりきらんじやないかというのが非常に非難の声を聞いている訳です。そこにおいて1日も早く認可をしまして、そして事業に着手するといふような無償、これは全体的に同時に計画をして着手するといふよりは都度的に出る所より少しでも良いからす々事業に着手するといふ方法で進めんと住民が納得せんで後になりますと、そういう面でも都市計画に対して住民が納得せんで今の所は協力もするが、協力の面で困る所が出て来るんじゃないか、理解をさせて協力させるという面で困ることが出てくるんじゃないかと思ひます。例へばいつまでたつても都市計画は出ないからもう家を建ててしまえという様にして、勝手に進んでいる所もある。然しこれは法的には何もこう束は出来ないという断定を

ないという訳ですね。

市長～現段階の政府の補助金として、これに当てるという予算はない訳です。

- 3 番～政府の追加更正でもお願いしてでもそういう事業を進めて行くという様な別個の構想をもっておられるか。或はまたその年度が変らなければ政府は査定しないというから、政府事業でなくて政府の事業は来年度は見込はないからそれで事業は進めて行くという考えであるかですね。それとも途中で更正予算の目途があるからお願いするというお考えあるか。或は単独に政府の援助をあおがないで1ヶ年は事業着手するというお考えであるか。その点お伺いします。

市長～政府の予算には今の所盛られておりませんので、こちらの認可手続が7月一杯に提出して、これは長い場合は3ヶ年もかかるんですが、一応前にも話した様に審議委員会を開いて、そしていざ事業にかかる場合には計画においては政府はもう知っております。区画整理ということも再三お願いしてありますから、是非その場合にはよろしくとお願いしてありますが、その場合に年度途中でありますので何とかして、その年で頭を出させることが出来るならば幸だと、1ヶ年で済む。おそらく1ヶ年この区画整理になるというのと1気にやれば両方とも1諸に出きるかも知らんが、その事業の計画がまたがるものであれば、次年度にもつていくし、どうしても今年度は事業費としては出せないということになれば来年度はこの事業ではやれないということになります。

- 3 番～都市計画事業に対して住民は去年の2月頃から認可するんだと、或は又6月頃になる。また12月頃には必ずやるというふうにして、始めから非常に認可を待ちわびて事業着手の段階を待っている訳であります。これは自分の屋敷、自分の土地が自分の家が都市計画の中にかかりまして一応家を建てよう、家を改築しようと思つても現在止められている状態であります。それでいつまで待つかというのが住民のいつまで経つても市はやりきらんじやないかというのが非常に非難の声を聞いている訳です。そこにおいて1日も早く認可得まして、そして事業に着手するというような案は、これは全般的に同時に計画をして着手するというよりは部分的に出きる所より少しでも良いからすぐ事業に着手するという方法で進まんと住民が納得せんで後になりますと、そういう面で都市計画に対して住民が理解せんで今の所は皆協力もするが、協力の面で困る所が出て来るのではないか。理解をさせて協力させるといふ面で困ることが出て来るのではないかと思います。例へばいつまでたつても都市計画は出きないからもう家を建ててしまえという様にして、勝手に造っている所もある。然しこれは法的には何れも東は出来ないという断定を

下されている。只そこでは都市計画区域だから建ててはいけないという程度のものであるので、1日も早く法を適用できるようにしてもらいたいことを要望して私の質問を終わります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時57分)

議長～再開いたします。(午前11時59分)

5 番～プリントの私の質問の中にもありますが、是今3番さんから今進めていますので、関連する立場から質問いたします。先の3番議員の質問に対する市長の説明の中に区画整理事業に対する認可は7月にやられるということですが、都市計画事業の認可申請はまだしてないですか。

市長～まだであります。

5 番～私の頭が悪いかどうか分かりませんが、過去の議会における当局の説明は7月頃には認可になるんだというふうな答弁を聞いた様に思いますが、どうだったですか。区画整理事業の認可申請をやるというのは私は始めて今日聞きます。

市長～石川議員の言に予て区画整理事業はもう済んだということであつたんだが、これから出すんですかという御質問ですか。

5 番～はい。

市長～今までに都市計画事業の中の区画整理事業の認可を得たということはまだお伝えしてない様であります。先に皆さんにお伝えしてあるのは都市計画事業をやるという、いわゆる都市計画事業の認可書類を12月までに提出するということを今の区画整理事業の認可を得たということに取違えているんじゃないかと思います。12月に出したものが今後政府で審議される書類になると思います。

5 番～私が申上げたのは区画整理事業については認可を得ているとは申しません。過去において区画整理事業を手続は済まされたというふうに私は聞いておりますので、そうじゃなかったかと私は聞いているのです。結局認可手続は都計区画整理事業別々の認可になりますがこの両方について質問いたします。現時点において都計、こつちやにしないで下さい。区画整理事業でなくて都計でございます。都計の認可申請はすでになされておりますが、これに対する正式の認可はいつごろ大体予想されておりますか。

市長～どうしても政府の審議会が終らんとはつきりはしませんが、審議会

下されている。只そこでは都市計画地域だから建ててはいけないという程度のものであるので、1日も早く法を適用できるようにしてもらいたいことを要望して私の質問を終わります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時57分)

議長～再開いたします。(午前11時59分)

5 番～プリントの私の質問の中にもありますが、只今3番さんから今進めていますので、関連する立場から質問いたします。先の3番議員の質問に対する市長の説明の中に区画整理事業に対する認可は7月にやられるということですが、都市計回事業の認可申請はまだしてないですか。

市長～まだであります。

5 番～私の頭が悪いかどうか分かりませんが、過去の議会における当局の説明は7月頃には認可になるんだというふうな答弁を聞いた様に思いますが、どうだったですか。区画整理事業の認可申請をやるというのは私は始めて今日聞きます。

市長～石川議員の言に予て区画整理事業はもう済んだということであつたんだが、これから出すんですかという御質問ですか。

5 番～はい。

市長～今までに都市計回事業の中の区画整理事業の認可を得たということはまだお伝えしてない様であります。先に皆さんにお伝えしてあるのは都市計回事業をやるという、いわゆる都市計回事業の認可書類を12月までに提出するというのを今の区画整理事業の認可を得たということに取違えているんじゃないかと思います。12月に出したものが今度政府で審議される書類になる訳です。

5 番～私が申上げたのは区画整理事業については認可を得ているとは申しません。過去において区画整理事業を手續は済まされたというふうには私は聞いておりますので、そうじゃなかつたかと私は聞いているのです。結局認可手續は都計区画整理事業別々の認可になりますがこの両方について質問いたします。現時点において都計、ごつちやにしないで下さい。区画整理事業でなくて都計でございます。都計の認可申請はすでになされておりますが、これに対する正式の認可はいつごろ大体予想されておりますか。

市長～どうしても政府の審議会が終らんとはつきりはしませんが、審議会

が済めば早いと思いますが今月中に審査会を開くということをお願いしておりますので、後1ヶ月も待てば認可は予想されるんじゃないかと思いますが、

5 番～今月審議が予定されているならば、その場合は2～3ヶ月たてば認可になるという予想は相手側にそういう様な意向打しんをした上での市長の考えでありますか。単なる自分の思考的観測でありますか。

市 長～いえ都計係の方からその書類を検討したり、説明したり現地を見たりはもう済んで後は審議会だけでありますので、他に問題が起らないとすれば、後1ヶ月位で認可されるんじゃないかと思う訳であります。別に後1ヶ月で認可するという確約は受けておりません。

5 番～6月に審議はなされて8月頃に認可はされる見通しですね。

市 長～はい。

5 番～次に都計の一環としての区画整理事業この認可手続はいつなさいますか。

市 長～7月一杯にはこれを終えるというふうに課長では話し合いはなっております。

5 番～7月一杯には手続は完了するという訳ですね。

市 長～はい。

5 番～これは7月一杯ということになりますと、来月であります。後1ヶ月間でありますから予想がくることは考えられますが、そこで間違いなく7月一杯には手続を完済することが出来ますか。

市 長～その積りであります。

5 番～取られますか。

市 長～その積りであります。

5 番～それならば当然認可申請したならばやがて認可が得られるし、認可が得られたならば、いよいよ事業に着工するということになります。その為には相当範囲にわたる至上の作業があるはずであります。当局はその区画整理事業の認可に備えて直ぐ認可があつた場合には

が済めば早いと思いますが今月中に審査会を開くということ聞いておりますので、後1ヶ月も待てば認可は予想されるんじゃないかと思いますが、

5 番～今月審議が予定されているならば、その場合は2～3ヶ月たてば認可になるという予想は相手側にそういう様な意向打しんをした上での市長の考えでありますか、単なる自分の思考的観測でありますか。

市 長～いえ都計係の方からその書類を検討したり、説明したり現地を見たりはもう済んで後は審議会だけでするので、他に問題が起らないとすれば、後1ヶ月位で認可されるんじゃないかと思う訳でありますして、別に後1ヶ月で認可するという確約は受けておりません。

5 番～6月に審議はなされて8月頃に認可はされる見通しですね。

市 長～はい。

5 番～次に都計の一環としての区画整理事業この認可手続はいつなさいますか。

市 長～7月一杯にはこれを終えるというふうに課長では話し合いはなっております。

5 番～7月一杯には手続は完了するという訳ですね。

市 長～はい。

5 番～これは7月一杯ということになりますと、来月であります後1ヶ月間でありますから予想がくるうことは考えられますが、そこで間違はなく7月一杯には手続を完予することが出きますか。

市 長～その積りであります。

5 番～取られますか。

市 長～その積りであります。

5 番～それならば当然認可申請したならばやがて認可が得られるし、認可が得られたならば、いよいよ事業に着工することになります。その為には相当範囲にわたる至上の作業があるはずであります。当局はその区画整理事業の認可に備えて直ぐ認可があつた場合には

すや着工して行くために必要な手続とし、現在どの様な準備作業を進めて来ましたか。これは市長からでも良いし、担当課長からでも良いし具体的に明確に答弁して下さい。

市長～大体私が今まで課長から作業の過程について聞いている所によりますと、その換地計画を進めてそれに設計を加え、その次に資金見積りそれから起債、それから補助金というふうな一応補助金と起債とは同時に折衝せにやならんと思いますが、そういうふうに進めて行く様になつておりますので、換地計画と設計見積りの段階を一生懸命にやる所でないかと、こう思っております。尚補足する所があれば課長の方に答弁して載せたいところ思っております。先程の天久議員の質問の中にもありました様にこの区画整理事業に対する当局の考え方は過去1、2年における議会への答弁は1貫性がない様に印象を受けております。そこで特に先程にお手盛されている所の区画整理事業、市民は一体区画整理事業やるのかやらんのかという疑惑と不満をもっております。区画整理事業について建設課長にお尋ねしますが、現況測量は完了しましたが、区画整理事業をするにはどうしても必要な手続として現況測量をやらなければいかんはずですがそれは完了されたか。

建設課長～現況測量の方は62年から始めて現在までに全市街地、計画の区域内であります。それは全部完了して後残るうら多位これはう号路に沿う農林地帯でありますので、直接区画整理事業の関係は全部完了ということです。

5 番～全部完了された訳でありますね。

建設課長～そうです。

5 番～区画整理事業の中の道路ですね、これを目下計画していろいろ設計製図作業に取り組んでいると思いますが、この作業に取りかかつてから現在に至るまで区画整理事業の道路を何回変更されましたか、確かに変更されたはずですが。

建設課長～都市計画はプランでありますので、実際に実施に移すまでにはそれ相当の調査若しくは現地に合う研究が要る訳であります。それで計画そのものがその現地において変更は当然考えられますので、これが計画段階においての変更は度々やつております。それでこの変更を何回ということとは申上げる暇に行かないということですが。

5 番～とにかく何回か変更はして来た訳ですね。変更あつて構はない訳です。私が今お尋ねしているのは10回位か20回位か或は2～3

すや着工して行くために必要な手続とし、現在どの様な準備作業を進めて来ましたか、これは市長からでも良いし、担当課長からでも良いし具体的に明確に答弁して下さい。

市長～大体私が今まで課長から作業の過程について聞いている所によりますと、その換地計画を進めてそれに設計を加え、その次に資金見積りそれから起債、それから補助金というふうな一応補助金と起債とは同時に折衝せにやならんと思いますが、そういうふうに進めて行く様になつておりますので、換地計画と設計見積りの段階を一生懸命にやる所でないかと、こう思っております。尚補足する所があれば課長の方に答弁して載きたいところ思っております。先程の天久議員の質問の中にもありました様にこの区画整理事業に対する当局の考え方は過去1ヶ年における議会への答弁は1貫性がない様に印象を受けております。そこで特に真先にお手盛されている所の区画整理事業、市民は一体区画整理事業やるのかやらんのかという疑惑と不満をもっております。区画整理事業について建設課長にお尋ねしますが、現況測量は完了しましたが、区画整理事業をするにはどうしても必要な手続として現況測量をやらなければいかんはずですかそれは完了されたか。

建設課長～現況測量の方は62年から始めて現在までに全市街地、計画の区域内であります、それは全部完了して後残る35多位これは5号線に沿う農林地帯でありますので、直接区画整理事業の関係は全部完了ということです。

5 番～全部完了された訳でありますね。

建設課長～そうです。

5 番～区画整理事業の中の道路ですね、これを目下計画していろいろ設計製図作業に取り組んでいると思いますが、この作業に取りかかつてから現在に至るまで区画整理事業の道路を何回変更されましたか、確かに変更されたはずですか。

建設課長～都市計画はプランでありますので、実際に実施に移すまでにはそれ相当の調査若しくは現地に合う研究が要る訳であります。それで図面そのものがその現地において変更は当然考えられますので、これが計画段階においての変更は度々やっております。それでこの変更を何回ということは申上げる訳に行かないということです。

5 番～とにかく何回か変更はして来た訳ですね。変更あつて構はない訳ですよ。私が今お尋ねしているのは10回位か20回位か或は2～3

回かその辺の答弁は出きるはずで、都計に立脚した区画整理事業です、私が今質問したのは、

建設課長～これはそう変更はしておりません。

5 番～してないですか、当局に対する市民の不満はそういう所にもあるので私はお聞きしましたが、或る建物を造ろうと計画している方が建設課に来たそうであります。それで都計との関係なんかも課長に聞いた所、7月からは区画整理事業をやるからというふうに説明されたそうありますが、一般市民にはそういうふうに説明されているんですか、7月から区画整理事業をやるからというふうに必要であれば何月何日だれにということも私はここで説明しますが、

建設課長～これは土地利用者に対してはその事前に起ることを話しております。そして建築したいという場所に計画を建てるということがある場所合その人に予めそういった計画を話している訳です。それでこれが計画として実際に線が引かれる場合もあるけれども場合によつても、その実情からしてそこに入らん場合もある。

5 番～一寸待つて下さい、私の質問は7月1日から区画整理事業をやるというふうに話したそうだが、そういう事実がありますかを聞いているのです。

建設課長～これはいく度もあります。

5 番～あるんですか。

建設課長～はい。

5 番～それじゃ7月からやるんですか、今市長の説明からしますと7月には認可申請をやるといつています。あんたの答弁は7月から仕事をやるという、どつちが本当ですか、区画整理事業の認可申請の手続は7月一杯にやるという、これが市長です。そうしてあなたの今の説明からすると7月から着工するというふうに市民に対しては説明して来たという、そうすると市民は混らんして迷惑になります。と角区画整理事業そのものはやるということとは市民は皆理解しております。やらないよりはやつた方が市の利用価値もそれだけ上るんだということとはたとえ我々が説明しなくとも充分に地主あたりは納得しております。只そのもつて行きかた、いわゆる当局の運び方に対して非常に不満をもっております。その辺を1つはつきりしてもらわんと、市民の協力を必要とする大事業を推しているのに市民に対しての説明がまちまちである。そういう事は当局自ら市民に対し

回かその辺の答弁は出きるはずで、都計に立却した区画整理事業です、私が今質問したのは、

建設課長～これはそう変更はしておりません。

5 番～してはいないですか。当局に対する市民の不満はそういう所にもあるので私はお聞きしましたが、或る建物を造ろうと計画している方が建設課に来たそうであります。それで都計との関係なんかも課長に聞いた所、7月からは区画整理事業をやるからというふうに説明されたそうではありますが、一般市民にはそういうふうに説明されているんですか。7月から区画整理事業をやるからというふうに必要であれば何月何日だれにということも私はここで説明しますが、

建設課長～これは土地利用者に対してはその事前に起ることを話しております。そして建築したいという場所に計画を通そうということがある場合その人に予めそういった計画を話している訳です。それでこれが計画として実際に線が引かれる場合もあるけれども場合によつても、その実情からしてそこに入らん場合もある。

5 番～一寸待つて下さい、私の質問は7月1日から区画整理事業をやるというふうに話したそうだが、そういう事実がありますかを聞いているのです。

建設課長～これはいく度もあります。

5 番～あるんですか。

建設課長～はい。

5 番～それじゃ7月からやるんですか。今市長の説明からしますと7月には認可申請をやるといっています。あなたの答弁は7月から仕事をやるという、どつちが本当ですか。区画整理事業の認可申請の手続は7月一杯にやるという、これが市長です。そうしてあなたの今の説明からすると7月から着工するというふうに市民に対しては説明して来たという、そうすると市民は纏らんして迷惑になります。とに角区画整理事業そのものはやるということは市民は皆理解しております。やらないよりはやつた方が市の利用価値もそれだけ上るんだということはたとえ我々が説明しなくとも十分に地主あたりは納得しております。只そのもつて行きかた、いわゆる当局の運び方に対して非常に不満をもっております。その辺を1つはつきりしてもらわんと、市民の協力を必要とする大事業を控えているのに市民に対する説明がまちまちである。そういう事は当局自ら市民に対し

て我々は何もやる力はないんだとばかりしているのと同じであります。要するに要する。出来いなら出来ない。これをはつきり説明してやるのが、市民に対する親切な態度であります。とにかく私が質問や土問申上げているのは、家を造るために建設課に習いに行つた所、7月から事業をやるからと説明された。そうであります。ですから市民が聞いてはつきり分る様に説明していただかないと、そういうふうな説明を受けた市民は当然7月からは着工されるんだからという訳で自分のいろいろな事業計画を見合わして見たい。これが結局説明の通りにやらない場合には当然利害関係まで大きな影響を与えます。これはです。私からそういう点は相当私は一人からでなくて多くの市民から聞いております。それで区画整理事業の認可申請をしてから認可を得るまでにはどれ位の期間を要しますか。

建設課長～これは普通立前としての話ですが大体その仕事の手続の運びによつては2ヶ月乃至は3ヶ月が通常であります。その場合によつてくるいが来る場合もあります。

5 番～早ければ2～3ヶ月で認可が得られるという訳ですが、今の説明は

建設課長～そうです。

5 番～じや7月に書類は提出するんですか。

建設課長～7月までに提出するんです。

5 番～提出する訳ですね。一応あなた方が今説明している通り、そのまま実行が出きたとして7月には認可申請の手続を一応完了したとします。その場合9月頃には大体認可が得られる予想ですか。おそくとも半歳後には認可は得られますか。

建設課長～その点は確答は出きませんが。

5 番～たいがいは2ヶ月位ですね。

建設課長～そうです。

5 番～おそくとも大体半歳位は認可は得られるか見透して結構です。

建設課長～現在の所はつきりしません。ところが4～5年前の区画整理の認可を2～3ヶ月でおろした例があります。

5 番～只今の答弁は自信のない様な答弁をしておりますが、5ヶ年前のこ

て我々は何もやる力はないんだとばかりしているのと同じであります。要望なら要望、出来いなら出来ない、これをはつきり説明してやるのが、市民に対する親切な態度であります、とにかく私が質問中士間申上げているのは、家を造るために建設課に習いに行つた所、7月から事業をやるからと説明された、そうであります。ですから市民が聞いてはつきり分る様に説明していただかないと、そういうふうな説明を受けた市民は当然7月からは着工されるんだからという訳で自分のいろいろな事業計画を見合わせて見たい、これが結局説明の通りにやらない場合には当然利害関係まで大きな影響を与えます。これはですからそういう点は相当私は1人からでなくて多くの市民から聞いております、それで区画整理事業の認可申請をしてから認可を得るまでにはどれ位の期間を要しますか。

建設課長～これは普通立前としての話ですが大体その仕事の手続の運びによつては2ヶ月乃至は3ヶ月が通常であります、その場合によつてくるいが来る場合もあります。

5 番～早ければ2～3ヶ月で認可が得られるという訳ですが、今の説明は

建設課長～そうです。

5 番～じや7月に書類は提出するんですか。

建設課長～7月までに提出するんです。

5 番～提出する訳ですね、一応あなた方が今説明している通り、そのまま実行が出きたとして7月には認可申請の手続を一応完了したとします、その場合9月頃には大体認可が得られる予想ですか、おそくとも半歳後には認可は得られますか。

建設課長～その点は確答は出きませんが。

5 番～たいがいは2ヶ月位ですね。

建設課長～そうです。

5 番～おそくとも大体半歳位は認可は得られるか見透して結構です。

建設課長～現在の所はつきりしません、ところが4～5年前の区画整理の認可を2～3ヶ月でおろした例があります。

5 番～只今の答弁は自信のない様な答弁をしておりますが、5ヶ年前のこ

とを持ち出すということは納得出来ません。どうして7月までには認可申請の手続をとろうという態勢にありながら、これが認可や見直しについて直接当局に對^スズして聞いて見たりなんかそういうようなことはしてないんですか。当局は。

建設課長～これは政府の係の方に再三こちらの計画をお話してその認可については速かにして頂く様にそれから尚それに伴う指導並に補助の方も重ねてお願いしてあります。

5 番～当局が予想している様に希望通り9月頃までに認可になったとした場合には工事の着工はいつごろから始めるか。

建設課長～工事の着工は。

5 番～つくえの上における所の図面書いたり、それではありません。現地における所の実際の着工です。

建設課長～これは資金計画とも一路になりますので、前事業が認可になりましても、まだそこに資金計画・資金見直しというのがあります。資金見直しは結局区画整理の場合におきましては、地域内の普及地を財源として更にその方法として起債を予想されています。この起債という問題もありますので、それで起債の手続をなして銀行との話し合いが充分ついた時でないといふことは出来ないうかっこうになっております。

5 番～先程の課長の答へからは、いつ着工になるか全然見直しはつかないといっていますが、9月頃に仮に認可になった場合にはあなた方はいつ頃に着工できるかは自分でも分らないですか。

建設課長～我々の今の考え方としましては本年度内には資金計画の見直しもつけようというのが目標になっております。

5 番～私の質問は予めお⁵こわりました様に着工はいつ頃から出来るかという見直しであります。したがって先程にも申し上げました様にいよいよ着工するまでにはそれに必要なのは事前の手続が必要であるはずで、そういつたのは当局が百も承知であるはずで、だからその説明を私は聞いているのではありません。着工はいつ頃の見直しですかを私は聞いているのであります。今の説明を聞いておりますと全然皆目分りません。

建設課長～66年度位から。

とを持ち出すということは納得出ません。どうして7月までには認可申請の手続をとろうという態勢にありながら、これが認可やる見越しについて直接当局に對~~ず~~して聞いて見たりなんかそういうふうなことはしてないんですか。当局は。

建設課長～これは政府の係の方に再三こちらの計画をお話してその認可については速かにして載く様にそれから尚それに伴う指導並に補助の方も重ねてお願いしてあります。

5 番～当局が予想している様に希望通り9月頃までに認可になつたとした場合には工事の着工はいつごろから始めるか。

建設課長～工事の着工は。

5 番～つくえの上における所の図面書いたり、それではありません。現地における所の実際の着工です。

建設課長～これは資金計画とも1諸になりますので、尚事業が認可になりましても、まだそこに資金計画・資金見越しというのがあります。資金見越しは結局区画整理の場合におきましては、地域内の營費地を財源として更にその方法として起債を予想されています。この起債という問題もありますので、それで起債の手続をなして銀行との話し合いが充分ついた時でないといふと工事着工ということとは出来ないといふかつこうになつております。

5 番～先程の課長の答弁からは、いつ着工になるか全然見越しはつかないといつていますが、9月頃に仮に認可になつた場合にはあなた方はいつ頃に着工できるかは自分でも分らないですか。

建設課長～我々の今の考え方としましては本年度内には資金計画の見越しもつけようというのが目標になつております。

5 番～私の質問は予めおこわりました様に着工はいつ頃から出来るかという見越しであります。したがいまして先程にも申し上げました様にいよいよ着工するまでにはそれに必要なのは事前の手続が必要であるはずで。そういつたのは当局が百も承知であるはずで。だからその説明を私は聞いているのではありません。着工はいつ頃の見越しですかを私は聞いているのであります。今の説明を聞いておりますと全然目分りません。

建設課長～66年度位から。

5 番～66年度ですか。今64年度ですね。ひとつあなた方の過去におけるこの議会での、これと同様な質問に対する自らの答弁を一応思い出して下さい。質問は同じ質問であるんだが答弁はその都度変つております。先程の議会あたりまでは3月頃からやるとか、9月頃からやるといつて、今日の答弁からしますと66年度が、いわゆる見越しだと、66年度からしか実際の工事は出来ないのに市民に対しては今にでも明日にでも手がつける様な説明をしておられる。納得が非常に行きません。今の建設課長の区画整理事業の着工の見越しは66年度であるという考え方は市長も同じ考え方ですか。

市長～市長としても成可く早くということは変りはありませんが、一応課の方で設計が完了した時に資金見限りは出来まして、その資金見限りによつてその中の補助金、その中の起債がたてられますので本年度はそれを完成して年度内で若しここまで来た時には先申上げた様に5年度の予算には事業費として計上されてなくつても、これを何とか6年度までまたがつて2ヶ年で補助を受ける様な方法でもやれるんじゃないかと、はつきりした事業費としての政府補助金の予算を得るのは更正があれば先の議員のいわれた様に本年度にも出来ますが、今の所まだ認可も受けてありませんので、予算としての見限りははつきりいえるのは66年度位じゃないかと思ひます。

5 番～じゃ66年というのは会計年度ですか。

市長～はい。

5 番～それじゃ65年の7月以降ということですね。

建設課長～そうです。

5 番～そうするとこれは市長は任期中には何もやらないということになるんですか。認可なつて始めて効力が発生することは既に百も承知でありますが、現在においてまだ効力は発生しないんだが、いわゆる建築規制をしておりますか。そうでしょう。すると後1か年も家を造りたいという人に対しても無理ないいわゆる協力を強いるんですか。

建設課長～これは認可になつて始めて効力がある訳であります。都市計画の計画認可が審議会が6月に終つたとして後間近かに控えている訳であります。この認可がおりますと法的な規制がある訳です。だからせいぜい今市長の方からお話がありました様に後2～3ヶ月の内には目はながつくと、こういうふうなことであります。

5 番～66会計年度から着工出来るというような、現在の当局の見越しだと、

5 番～66年度ですか。今64年度ですね。ひとつあなた方の過去におけるこの議会での、これと同様な質問に対する自らの答弁を一応思い出して下さい。質問は同じ質問であるんだが答弁はその都度変っております。先程の議会あたりまでは3月頃からやるとか、9月頃からやるといつて、今日の答弁からしますと66年度が、いわゆる見越しだと。66年度からしか実際の工事は出来ないのに市民に対しては今にでも明日にでも手がつける様な説明をしておられる。納得が非常に行きません。今の建設課長の区画整理事業の着工の見越しは66年度であるという考え方は市長も同じ考え方ですか。

市長～市長としても成可く早くということは変りはありませんが、一応課の方で設計が完了した時に資金見積りは出来まして、その資金見積りによつてその中の補助金。その中の起債がたてられますので本年度はそれを完成して年度内で若しここまで来た時には先申上げた様に5年度の予算には事業費として計上されてなくつても、これを何とか6年度までまたがつて2ヶ年で補助を受ける様な方法でもやれるんじゃないかと、はつきりした事業費としての政府補助金の予算を得るのは更正があれば先の議員のいわれた様に本年度にも出来ますが、今の所まだ認可も受けてありませんので、予算としての見積りははつきりいえるのは66年度位じゃないかと思います。

5 番～じゃ66年というのは会計年度ですか。

市長～はい。

5 番～それじゃ65年の7月以降ということですね。

建設課長～そうです。

5 番～そうするとこれは市長は任期中には何もやらないということになるんですか。認可なつて始めて効力が発生することは既に百も承知でありますが、現在においてまだ効力は発生しないんだが、いわゆる建築規制をしておりますか。そうでしょう。すると後10年も家を造りたいという人に対しても無理ないいわゆる協力を強いるんですか。

建設課長～これは認可になつて始めて効力がある訳であります。都市計画の計画認可が審議会が6月に終つたとして後間近かに控えている訳であります。この認可がありますと法的な規制がある訳です。だからせいぜい今市長の方からお話がありました様に後2～3ヶ月の内には目はながつくと。こういうふうなことであります。

5 番～66会計年度から着工出来るというような、現在の当局の見越しだと。

建設課長～そうです。

- 5 番～これは覚えておいて下さいね。後でまた同じ質問をしても答弁が違いますから、そうすると市民に対してそうであるというふうに理解させるために、もう少し積極的にいわゆる何等かの措置をとる必要は感じませんか。明日にでも或は来月あたりでもすぐ着工するというふうに思っている市民が多勢おられます。それは当局がそういうような言い方をして来たからであります。市民が自ら勝手に解しやうしているとは違います。これは今の説明は実際は66会計年度からしか着工は出来ないんだと、これはこういうような手続、難かしい手続が要るんだということを納得させるために必要な手続はとられていないんだというふうに私は思います。そのために不済を放棄ですか。その不済を解消させるためには又当然義務という立場から考えてもつと各市民に対して説明をしなくちゃいけないと思うんですが、そういう考え方はありませんか。

建設課長～今建設課の方で計画しておりますのは、今日本の方に3千分の1の図面を発売しております。それかが近々中に出来上つて来る予定になつております。それが来まづしたら、これに都市計画の總体的なプランを載せて更に印刷に回して、その出来上つた図面を配布して各部落の方に行つて説明したいというふうに考えております。

- 5 番～計画図面が出きたら、その時に説明を必すなさる積りですか。

建設課長～そうです。

- 5 番～すると計画図面はまだ出きていない訳ですね。

建設課長～もう日本から来る予定になつております。

- 5 番～この認可申請の手続に今いう図面は必要ではないんですか。

建設課長～これは必要ではありません。実際はこの図面を使用する予定でありまづしたが政府と折衝しまして、現在の1万分の1でもよいということになつてしまつて、去つた12月の申請は小さい図面でやつております。

- 5 番～私の質問は先今の御説明の中にあつた日本に発売してある図面というのは認可申請に必要なかどうかを聞いております。必要じゃないですか。

建設課長～法的には必要とされておりません。然し政府の希望としてはそれ

建設課長～そうです。

- 5 番～これは覚えておいて下さいね。後でまた同じ質問をしても答弁が違いますから、そうすると市民に対してそうであるというふうに理解させるために、もう少し積極的にいわゆる何等かの措置をとる必要は感じませんか。明日にでも或は来月あたりでもすぐ着工するというふうに思いこんでいる市民が多勢おられます。それは当局がそういうような言い方をしたからであります。市民が自ら勝手に解しやぐしているとは違います。これは今の説明は実際は66会計年度からしか着工は出来ないんだがと、これはこういうふうな手続。難かしい手続が要るんだということを納得させるために必要な手続はとられていないんだというふうに私は思います。そのために不満を放棄ですか。その不満を解消させるためには又当然義務という立場から考えてもつと各市民に対して説明をしなくちゃいけないと思うんですが、そういう考え方はありませんか。

建設課長～今建設課の方で計画しておりますのは、今日本の方に3千分の1の図面を発注してあります。それかが近々中に出来上つて来る予定になつております。それが来まじしたら、これに都市計画の総合的なプランを載せて更に印刷に回して、その出来上つた図面を配布して各部落の方に行つて説明したいというふうに考えております。

- 5 番～計画図面が出きたら、その時に説明を必必要な積りですか。

建設課長～そうです。

- 5 番～すると計画図面はまだ出ていない訳ですね。

建設課長～もう日本から来る予定になつております。

- 5 番～この認可申請の手続に今いう図面は必要ではないんですか。

建設課長～これは必要ではありません。実際はこの図面を使用する予定でありまじしたが政府と折衝しまして、現在の1万分の1でもよいという事になつてしまひして、去つた12月の申請は小さい図面でやつております。

- 5 番～私の質問は今先の御説明の中にあつた日本に発注してある図面というのは認可申請に必要なかどうかを聞いております。必要じゃないですか。

建設課長～法的には必要とされておりません。然し政府の希望としてはそれ

を使つてもらいたいと再三要望はされております。

- 5 番～そうすると認可申請の手続はこの図面が到着するのを待つてからな
ざる訳ですか。

建設課長～もうすでに済んでおります。都市計画の申請でありますので。

- 5 番～私の区画整理事業のことを聞いているんですよ。都計の中の区画整
理事業のこと。然し図面というのは技術的なものでありまして、市
民に対して理解させる様な説明は今あなたがいわれる様な必ずしも
図面なんか必要じゃないはずであります。
図面はなくてもない範囲内で誠意があればあなた方は区民の所へ出
かけて行つて説明は出きるはずであります。図面がないのでやつて
ないということは納得できません。とにかく非常に不満の声が多い
ということはおなた方は知っておりますか。

建設課長～そういうのは聞いておりません。

- 5 番～聞いていないですか。とにかく区長会もあるし都計事業に対ずして
一般の声はどうであるか位は確かめて見て下さい。今のあなたの答
弁からすると不満があるということは分らないということですが、
私が今非常に不満があるということは事実ですから、決してハツタ
リではありません。非常に不満があります。それが66会計年度
から着工するという前提で全ての作業がなされている訳であります

建設課長～そうです。

- 5 番～只今の答弁を得ましたので他にたくさん私は予定していましたが
これについてはやつても無だだと思しますので、この件につきまし
ては一応これで終ることにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時33分)

議 長～再開いたします。(午後2時14分)

議 長～関連質問を認めます。

- 1 番～先程の課長の答弁の中で事業の執行が66年度より区画整理事業が
着工の見通しであると云うような説明を受けましたけれども去つた
議会におきましては3月一ぱいにマスタープランの認可申請を終え
て、6月までには区画整理事業の認可申請が提出されると云う見通
しをつけて居りまして、今年の9月からこの区画整理事業が着工さ
れる予定だと云うふうに受けまして、その説明通り私は各区民に

を使つてもらいたいと再三要望はされております。

- 5 番～そうすると認可申請の手続はこの図面が到着するのを待つてからな
さる訳ですか。

建設課長～もうすでに済んでおります。都市計画の申請でありますので。

- 5 番～私の区画整理事業のことを聞いているんですよ。都計の中の区画整
理事業のこと。然し図面というのは技術的なものでありまして、市
民に対して理解させる様な説明は今あなたがいわれる様な必ずしも
図面なんか必要じゃないはずであります。
図面はなくてもない範囲内で誠意があればあんた方は区民の所へ出
かけて行つて説明は出きるはずであります。図面がないのでやつて
ないということは納得できません。とにかく非常に不満の声が多い
ということはあなた方は知つておりますか。

建設課長～そういうのは聞いておりません。

- 5 番～聞いていないですか。とにかく区長会もあるし都計事業に対~~ず~~して
一般の声はどうであるか位は確かめて見て下さい。今のあなたの答
弁からすると不満があるということは分らないということですが、
私が今非常に不満があるということは事実ですから、決してハッタ
リではありません。非常に不満があります。それが66会計年度
から着工するという前提で全ての作業がなされている訳であります

建設課長～そうです。

- 5 番～只今の答弁を得ましたので他にたくさん私は予定していましたが
これについてはやつても無~~だ~~だと思しますので、この件につきまし
ては一応これで終ることにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時33分)

議 長～再開いたします。(午後2時14分)

議 長～関連質問を認めます。

- 1 番～先程の課長の答弁の中で事業の執行が66年度より区画整理事業が
着工の見通しであると云うような説明を受けましたけれども去つた
議会におきましては3月一ぱいにマスタープランの認可申請を終え
て、6月までには区画整理事業の認可申請が提出されると云う見通
しをつけて居りまして、今年の9月からこの区画整理事業が着工さ
れる予定だと云うように受けまして、その説明通り私達は各区民に

において説明をやつた訳であります。然して65年度よりしか区画整理事業の着工見越しはつかんという様な説明でございしますが、何故その着工の見越しは66年度になつたか。その理由と更に市長は常に世論を反映させて市政の執行に当るといふことをおつしやつておりましたが、実際に関係地主の滞がないかといふことをお聞きになつたことがありますか。先の議会におきまして都計の執行におきましては充分に地主の理解と協力が必要であるので、懇談会を各地でもつて欲しいという要望を申上げましたが何故懇談会をもたなかつたか、その理由を説明願います。

市長～今まで課長ともいろいろ話し合いをしましたが、今出ているのが3月に提出する予算のマスタープランの書類でして、いわゆる6月一杯で政府の都計審議委員会にかけ書類であると思います。あれがおくれたのは最初政府の方から今出してある所の図面では困るから今日本に注文してある所の図面、あれであつて欲しいということであつたようで、あれが完成して来るまでにはおくれるので、何とかして今出してある図面で認めてもらいたいという交渉をしたら、じや今出してある図面で都計審議委員会にかけようといふのであれがおくれたのは予定の変更があつたのは確かこの図面の問題でなかつたかと思ひます。今度の場合に一応の説明会は桑江課長時代にこの説明会は都府回りやつております。それから今度行政区画再編の場合に要望のあつたのをいまだに行つていまして、今の所この両方の方法でやつていますが、区画整理の仕事で忙しいので、もう一つには市としてのいろいろな行事に追われて、若しや先にも喜友名の議員さんから質問があつたんですが、特に急いでそういう会をもつて欲しいといふのであればそれに応じたいといふふうな気持ちで今おります。

1 番～図面の件でございしますが、認可のおくれた理由として図面を新しくつけかえなければいかにということになつていた様でございしますが、先程の課長の答弁ではこの図面は提出しなくても良いといふふうになつてゐる訳ですね。最初提出しなければいけないといふふうになつてゐたのがですね。現時点において提出しなくても良いということになつたことはどういふことですか。

市長～現在の図面小さいんですね。拡大されてないので、本当に検討するには今日本に注文してある所の図面が欲しいと。法的にはどれということはないという訳ですが、できるだけあれにしたいといふことでしたので、何とかして今つけてあるもの、あれは軍にあつたものを利用して、つけてあるんじゃないかと思ふんですが、これで審議会にかけて欲しいといふことをいろいろ折衝しましたんですが、それじやそういうことにしようということになつた訳ですが、書類は

おいて説明をやつた訳であります。然して65年度よりしか区画整理事業の着工見透しはつかんという様な説明でございますが、何故その着工の見透しは66年度になつたか。その理由と更に市長は常に世論を反映させて市政の執行に当るといふことをおつしやつておりましたが、実際に関係地主の不満がないかといふことをお聞きになつたことがありますか。先の議会におきまして都計の執行におきましては充分に地主の理解と協力が必要であるので、懇談会を各地でつて欲しいという要望を申上げましたが、何故懇談会をもたなかつたか、その理由を説明願います。

市長～今まで課長ともいろいろ話し合いをしました。今出ているのが3月に提出する予定のマスタープランの書類として、いわゆる6月一杯で政府の都計審議委員会にかけようという書類であると思います。あれがくれたのは最初政府の方から今出している所の図面では困るから今日本に注文してある所の図面、あれであつて欲しいといふことであつたようで、あれが完成して来るまでにはおくれるので、何とかして今出している図面で認めてもらいたいという交渉をしたら、じゃ今出している図面で都計審議委員会にかけようといふのであれがくれたのは予定の変更があつたのは確かこの図面の問題でなかつたかと思ひます。今度の場合に一応の説明会は桑江課長時代にこの説明会は部落回りでやつております。それから今度行政区画再編の場合に要望のあつたのをいまだに行つていまして、今の所この両方の方法でやっていますが、区画整理の仕事で忙しいので、もう一つには市としてのいろいろな行事に追われて、若しや先にも喜友名の議員さんから質問があつたんですが、特に急いでそういう会をもつて欲しいといふのであればそれに応じたいといふような気持ちで今おります。

- 1 番～図面の件でございますけれども認可のおくれた理由として図面を新しくつけかえなければいかんといふことになつていた様でございますけれども、先程の課長の答弁ではこの図面は提出しなくても良いといふふうになつていく訳ですね。最初は提出しなければいけないといふふうになつていたのがですね。現時点において提出しなくても良いといふことになつたことはどういふことですか。

市長～現在の図面小さいんですね。拡大されてないので、本当に検討するには今日本に注文してある所の図面が欲しいと。法的にはどれといふことはないといふ訳ですが、できるだけあれにしたいといふことでしたので、何とかして今つけてあるもの、あれは軍にあつたものを利用して、つけてあるんじゃないかと思ふんですが、これで審議会にかけて欲しいといふことをいろいろ折衝しましたんですが、それじゃそういうことにしようといふことになつた訳ですが、書類は

一応出ているんです。書類出すのは早かったと思うんです。12月一杯で完成して3月頃には審議会が開かれるだろうということと思つていたんです。それで先月4月頃からはこちらから早く聞いてくれというふうに督促はしております。

1 番～そういたしますと、認可の申請が **お**くれたのは政府の決定が遅延したからということになる訳ですか。

市 長～はいそれも大きな原因になっております。一応それが出来ないと次のもの申請も出すことはできませんので。

1 番～私が尋ねている点は、過去1年内におきまして図面の訂正が要求され、その図面の再製作のために認可がおくれたということにもかかわらず現時点においてその図面は要らないという様な全くむじゆんした事態に直面した様な感じがいたしますが、何故過去1年前に現在の図面でやつてもらふ様に折衝出来なかつたかどうか。

市 長～このこととしては、それでやつてもらつてずつとお願いはしてはおりますが、今の所あれでやるということになっております。

1 番～そうすると現在の提出した図面ということは政府から要求されている図面ですか。

市 長～いや、それは政府として書類として要求しているのは今日本に注文してある図面です。その日本からの図面ということになると遅れるので、今政府に提出してあるもので早目にやつて欲しいとお願いしてある訳です。

1 番～そうすると政府の要求している図面は近いうちに出るので取**あ**えず今の図面で進めておくという解しやくでよろしいですか。

市 長～はい今課長が日本から来る図面というのはあれは随分拡大されていきますからマスタープランのを見ても又今のものでも**ゆ**ぜをすや部露民に見せてもだれその土地にどれ位かかるということにはつきりしませんが日本から来る図面は随分大きくされていますので、部署の説明会あたりには確かに都合がよいと思っております。

1 番～本件につきましては各地主におきまして又市自体におきましても非常に重要なことでありまして、その部計執行が1日も早くやればやる程市の発展が促進される訳であります。したがいまして市長といたしましては充分に政府と折衝いたし、1日も早く早急に区画整理事業が実現する様に要望いたします。

一応出ているんです。書類出すのは早かつたと思うんです。12月一杯で完成して3月頃には審議会が開かれるだろうということと思っていたんです。それで先月4月頃からはこちらから早く開いてくれというふうに督促はしております。

- 1 番～そういたしますと、認可の申請があくれたのは政府の決定が遅延したからということになる訳ですか。

市 長～はいそれも大きな原因になっております。一応それが出来ないで次のものの申請も出すことはできませんので。

- 1 番～私が尋ねている点は、過去1年以内におきまして図面の訂正が要求され、その図面の再製作のために認可がおくれたということにもかかわらず現時点においてその図面は要らないという様な全くむじゆんした事態に直面した様な感じがいたしますが、何故過去1年前に現在の図面でやつてもらふ様に折衝出来なかつたかどうか。

市 長～このこととしては、それでやつてもらつてずつとお願いはしてはおりますが、今の所あれでやるということになっております。

- 1 番～そうすると現在の提出した図面ということは政府から要求されている図面ですか。

市 長～いや、それは政府として書類として要求しているのは今日本に注文してある図面です。その日本からの図面ということになると遅れるので、今政府に提出してあるもので早目にやつて欲しいとお願いしてある訳です。

- 1 番～そうすると政府の要求している図面は近いうちに出るので取あえず今の図面で進めておくという解しやくでよろしいですか。

市 長～はい今課長が日本から来る図面というのはあれは随分拡大されていますからマスタープランを見ても又今のものでも何でも部落民に見せてもだれその土地にどれ位かかるということにはつきりしませんが日本から来る図面は随分大きくされていますので、部落の説明会あたりには確かに都合がよいと思っております。

- 1 番～本件につきましては各地主におきましても又市自体におきましても非常に重要なことでありまして、その都計執行が1日も早くやればやる程市の発展が促進される訳であります。したがって市長といたしましては充分に政府と折衝いたし、1日も早く早急に区画整理事業が実現する様に要望いたします。

7 番～現在計画しておる都計の道路の図面それは決定的なものであるか、それから地域住民からは反対があつても計画通り実施して行く考えか。

市長～現在の計画ののは一応また事業認可を受けなければいけませんのでプランとしての図面は決定しておりますが、今度は1つ1つの事業になると、それに対する事業見取りがありますが、その場合に或は変更がなされないとも限りません。いざ事業になつても変更はあり得ます。これは技術的面でもいえるんじゃないかと思いますが、次に決定したならばこれはこの通り行われるかと、地主の反対があつても行われるかということでございますが、今度の審議委員会でも都計の決定をいたしますと、法的な規制が完全に出きるようになります。それをどうしてもあなたの土地は道路用地だから、道路をどうしても開けさせないということは、区画整理と1諸に交換分合も併行してやつて行けば問題はないんだが若しや区画整理をしないと、どこに道路を通さなければいかんということになれば、地代とか何か物件があれば補償とかといった様なことになってきますが、そういう予定地にこちらが許可しないところに勝手に造つた場合には何もこれは補償もしない、又それを法的に止めることも出きるが、無理やりにやつた場合には向うも補償はもらえないということになる訳です。それから問題はそういう規制を受けて不済がある不済があると申しますが、事業をやるといふことは市の方針としては都市計画をやるべきであるということはずつと前からいわれて、そしてゆつくりゆつくり法的な決定にまでもつて来られたのでありますから、都市計画の法律を宜野湾市民は全部いやだということで、あれば始めからこれを法律を生まれない様にする他にはないと思うので、一応法定決定になるという一部の地主ががんでるから事業が進められないということとはあり得ないというふうに考えている訳です。

7 番～いつでも事業の変更はあるということですか。

市長～はい事業にかかるまでは変更はあり得るということです。この変更はまたそれだけの理由がたたと勝手に変更は出来ないということです。

7 番～現在個人から確認申請なんかが出た場合に、この図面において個人から反対があつた場合にどういふように処理されますか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時28分)

議長～再開いたします。(午後2時30分)

3 番～先図面の問題が出ておりますので、再び質問いたします。本市の

7 番～現在計画しておる都計の道路の図面それは決定的なものであるか、それから地域住民からは反対があつても計画通り実施して行く考えか。

市長～現在の計画ののは一応また事業認可を受けなければいけませんのでプランとしての図面は決定しておりますが、今度は1つ1つの事業になると、それに対する事業見積りがありますが、その場合に或は変更がなされないとも限りない訳です。でいざ事業になつても変更はあり得ます。これは技術的面でもいえるんじゃないかと思いますが、次に決定したならばこれはこの通り行われるかと、地主の反対があつても行われるかということでございますが、今度の審議委員会で都計の決定をいたしますと、法的な規制が完全に出きる様になります。それをどうしてもあなたの土地は道路用地だから、道路をどうしても開けさせないということは、区画整理と1語に交換分合も併行してやつて行けば問題はないんだが若しや区画整理をしないとどこに道路を通さなければいかんということになれば、地代とか何か物件があれば補償とかといった様なこととなりますが、そういう予定地にこちらが許可しないところに勝手に造つた場合には何もこれは補償もしない、又それを法的に止めることも出きるが、無理や理にやつた場合には向うも補償はもらえないということになる訳です。それから問題はそういう規制を受けて不満がある不満があると申しますが、事業をやるということは市の方針としては都市計画をやるべきであるということはずつと前からいわれて、そしてゆつくりゆつくり法的な決定にまでもつて来られたのでありますから、都市計画の法律を宜野湾市民は全部いやだということで、あれば始めからこれを法律を生まれない様にする他にはないと思うので、一応法定決定になると一部地主ががんだるから事業が進められないということはある得ないというふうに考えている訳です。

7 番～いつでも事業の変更はあるということですか。

市長～はい事業にかかるとまでは変更はあり得るということです。この変更はまたそれだけの理由がたとえ勝手に変更は出来ないということです。

7 番～現在個人から確認申請なんかが出た場合に、この図面において個人から反対があつた場合にどういふように処理されますか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時28分)

議長～再開いたします。(午後2時30分)

3 番～先図面の問題が出ておりますので、再び質問いたします。本市の

マスタープランは前の議会で出きたのでありますが、その当時あの図面が1万分の1でその図面では政府としては認可は出来ないが、然しあの図面で認可の手續をとつて実施の段階においてもつと別の図面とすり替えるという約束で出したと前の課長はいつており、そして認可の段階を待つておつたのでありますが、去年の3月に非3千分の1の図面を出さなければいかんという訳で、そのためにこの都市計画の図面もすり替へなければいかんという御説明がありましたので、ちよう度1ヶ年位かかつてこの図面の作成にかかつたと思いますが、今になつて前のものでも良いと政府がいつているんだがどこにその理由があつたかですね。前の課長時代に確かにこの図面は1万分の1で実際の実施の場合にすり替へる様にするということになつて、そして許可をもらふんだということと2月の定例会まで待つていましたが、2月の定例会で、その図面は全面的に3千分の1に直さなくちやいかんから、その面で図面をすり替へるから認可がおくれるんだと、こういう説明で一応待つたのですが、今になつて図面も日本の方から引き上つて来るという段階で、また前のもので良いんだというふうになつてゐるが、どこにその理由があるかですね。あの時政府折衝でそういう面の方法はつけられなかつたのか。

市長～政府でも別に法的にどの図面ということはないんだが、こちらで準備して出してあるんだが、これでは困難から3千分の1のものを出してくれと、まだ来ませんが今月あたりには来ると思いますが図面はあれにしろさいということとありますが、一応審議委員会での書類はこれで間に合わせて実際にやる時にはあれですり替へてやろうというので話は進めておりますが、何故そうなつたのか。こちらのお願いが通じたのか。いつまでもそれを受けていつまでも政府があれの来るまではそれで間合わそうと気持ちやつてゐるのではないかと思います。

3 番～こういうふうな事業に移る段階においても相當な政治折衝が必要だと思ひますが、ちよう度この図面のために1ヶ年のおくれが出来たということが大きな理由になつておりますので、今後もそういうものについては出きるだけ政治折衝をやつてもらふ様にお願い申し上げます。

7 番～喜友名部落内に計画によつて建てる住宅、非住宅の件数は何件か。

市長～只今の御質問について私資料はもつておりませんので、一応課長が帰つてから課長の方から説明させる様にします。
只今の御質問は喜友名の部落内で何件位道路にかかるかということですか。

マスタープランは前の議会で出きたのでありますが、その当時あの図面が1万分の1でその図面では政府としては認可は出来ないが、然しあの図面で認可の手續をとつて実施の段階においてもつと別の図面とすり替えるという約束で出したと前の課長はいつており、そして認可の段階を待つておつたのでありますが、去年の3月に是非3千分の1の図面を出さなければいかんという訳で、そのためにこの都市計画の図面もすり替えなければいかんという御説明がありましたので、ちよう度1ヶ年位かかつてこの図面の作成にかかつたと思いますが、今になつて前のものでも良いと政府がいつているんだがどこにその理由があつたかですね。前の課長時代に確かにこの図面は1万分の1で実際の実施の場合にすり替えらる様にするということになつて、そして許可をもらつたということと2月の定例会まで待つていましたが、2月の定例会で、その図面は全面的に3千分の1に直さなくちやいから、その面で図面をすり替えるから認可がおくれるんだと、こういう説明で一応待つたのですが、今になつて図面も日本の方から出き上つて来るといふ段階で、また前のもので良いんだといふふうになつてゐるが、どこにその理由があるかですね。あの時政府折衝でそういう面の方法はつけられなかつたのか。

市長～政府でも別に法的にどの図面ということはないんだが、こちらで準備して出してあるんだが、これでは図面困るから3千分の1のものを出してくれと、まだ来ませんが今月あたりには来ると思いますが図面はあれにしないといふこととありますが、一応審議委員会での書類はこれで間に合わせて実際にやる時にはあれですり替えてやろうといふので話は進めておりますが、何故そうなつたのか。こちらのお願ひが通じたのか。いつまでもそれを受けていつまでも政府があれの来るまではそれで間合わそうと氣持でやつてゐるのではないかと思います。

3 番～こういうふうな事業に移る段階においても相当な政治折衝が必要だと思ひますが、ちよう度この図面のために1ヶ年のおくれが出来たということが大きな理由になつておりますので、今後もそういうものについては出きるだけ政治折衝をやつてもらふ様にお願ひ申し上げます。

7 番～喜友名部落内に計画によつて建てる住宅・非住宅の件数は何件か。

市長～只今の御質問について私資料はもつておりませんので、一応課長が帰つてから課長の方から説明させる様にします。
只今の御質問は喜友名の部落内で何件位道路にかかるかということですか。

19番～関連して質問致します。

先程から都計についてあらゆる方面から質問がございますけれどもその質問の中に今先の1番議員の質問に答えてどうしても要望があればその都度これは熱意です。要望がなければその事には応じないと言うことを先おつしやつて居りましたが、いわゆる区画整理もさることながら都計と云うものは、そこに一貫性が必要でありますそれを一部落の要望があればこれに応じたいと云うことは非常にこの区画整理に対してきゆうの念をいただくのでありますが、その点はつきりお答え致します。

市長～要望と云うのは何月何日それについて説明会を開いて欲しいと云う目取りをですか。こちらに報らしてもらえば行つてやりますが、今の所正直に申し上げますと非常にこんでいるので最もそれを欲しがっている所からやつてもらえるんじゃないかと、まだ日程なんかについては今の仕事を放つて行きなさいと云うことは一寸無理でありますので至急それが欲しいと云うところを先に応じたいと思つて居る訳であります。

19番～よく分かりました。先程現在の都計の図面は正式なものであるのか、いわゆる変更も出来るのかと云う御質問に対して、これは最終的なものじゃないとおつしやつていましたが、現在宜野湾市においてはそれ相当区画整理の事業着工には至つて居りませんが事業そのものは相当伸展して居るものと思います。この場合、区画整理の図面上において、既に区画整理が為されているそのものがそこに一部分の反対によつて、又ひっくり返ると云う可能性があるように危まれて居りますが、只今の答弁の中にそう云う面についてお伺い致します。

市長～地主の要望によつてと云うことは、一寸出きないと思ひますがその理由によつてはいわゆる技術的な面や将来の発展の見通しとか。そう云う場合はどうしても変えにやならん様な事態が来た場合に變更し得ると云うことで一応ここに道路が出来る様になつて居るのに、只1人の反対でこれを變更すると云うことはあり得ないと言うことです。

19番～通常都市計画と云うものがどうなつて居るかと言われた場合に、仕事は始めているんだと、然し一般人としてはやはり都市計画事業そのものは、そこに実際に着工した時に都市計画事業をやられているんだとどう解しやくする訳であります。然し現在本市の都計と云うのはそれ相当進んでいるんだと云うことを工事着工するまでに相当大きな問題が控えているんじゃないかと思ひますが、そういつた問題が当局はきよ心掛かいに本事業を遂行してもらいたいと、又区画計画内容についてもよく段階をついでよく市民に分らしむる

19 番～関連して質問致します。

先程から都計についてあらゆる方面から質問がございますけれどもその質問の中に今先の19番議員の質問に答えてどうしても要望があればその都度これは熱意です。要望がなければその事には応じないと云うことを先おつしやつて居りましたが、いわゆる区画整理もさることながら都計と云うものは、そこに一貫性が必要でありますそれを一部落の要望があればこれに応じたいと云うことは非常にこの区画整理に対してきゆうの念をいだくのでありますが、その点はつきつきりお答え致します。

市長～要望と云うのは何月何日それについて説明会を開いて欲しいと云う目取りをですか。こちらに報らしてもらえば行つてやりますが、今の所正直に申し上げますと非常にこんでいるので最もそれを欲しがっている所からやつてもらえるんじゃないかと、まだ日程なんかについては今の仕事を放つて行きなさいと云うことは一寸無理でありますので至急それが欲しいと云うところを先に応じたいと思つてゐる訳であります。

19 番～よく分かりました。先程現在の都計画の図面は正式なものであるのか、いわゆる変更も出来るのかと云う御質問に対して、これは最終的なものじゃないとおつしやつていましたが、現在宜野湾市においてはそれ相当区画整理の事業着工には至つて居りませんけれども事業そのものは相当伸展して居るものと思ひます。この場合、区画整理の図面上において、既に区画整理が為されているそのものがそこに一部分の反対によつて、又ひつくり返ると云う可能性があるように危まれて居りますが、只今の答弁の中にそう云う面についてお伺い致します。

市長～地主の要望によつてと云うことは、一寸出きないと思ひますがその理由によつてはいわゆる技術的な面や将来の発展の見通しとか、そう云う場合はどうしても変えにやならん様な事態が来た場合に變更し得ると云うことで一応ここに道路が出来る様になつてゐるのに、只1人の反対でこれを変更すると云うことはあり得ないと云うことです。

19 番～通常都市計画と云うものがどうなつてゐるかと言われた場合に、仕事は始めているんだと、然し一般人としてはやはり都市計画事業そのものは、そこに実際に着工した時に都市計画事業をやられているんだと云う解しやくする訳であります。然し現在本市の都計と云うのはそれ相当進んでいるんだと云うことを工事着工するまでに相当大きな問題が控えているんじゃないかと思ひますが、そういう問題が当局はきよ心担かに本事業を遂行してもらいたいと、又区画計画内容についてもよく段階をついてよく市民に分らしむる

機努力していただきたい。それから堅実性の問題でございますけれども、この度の予算書を見ますと予算化されて居りますので、マスタープランの認可に伴う所の基幹路線の標準でございます。これを速かに出していただきたい。これによつて住民の疑惑も或る程度解消出来んじやないかと思ひます。以上要望致します。

15番～都市計画と区画整理については本年中で事業着手が出来る様にその基本計画を完成する予定だと云つて居りますが、基本計画は完成して居りますが、具体的に説明願ひます。これは去つた64年度の6月の議会において施政方針の中にある文でございます。

市長～これは具体的に説明してくれと云うことですが、最も具体的には課長の方からさせたい方がよいと思ひますが、一応現地の測量も済んで何処をどう通すと云う側面も出来て居ります。これからの仕事は何分引きにしてからに工人についてどれだけのいわゆる百坪に対して3分で行けば30坪はこれに來るとそして道路にいくつ切れるうく地がどれ位と云う所まで持つて行つて、そして地主の割得を得て事業計画を立て補助金や起債の見積りをして、そこまで行けばもうブルは動かせると云うふうになるんです。今の所は測量や設計は出き上つて居ると云うことになつて居る訳です。

15番～私がお聞きしているのは64年度の施政方針の中に基本計画を本年度中で完成すると云う文がございます。そこでその基本計画は完成されたかどうかです。

市長～はい、それは出来て居ります。これから残されたのが事業計画です。

15番～その問題は先5番議員も話されてはいたけれども、地主と云うものはほとんど都市計画については素人でありまして、従つて余りよく理解はされてない訳であります。これは私が知つて居る人でありまして2ヶ年前に建築をしたとある訳でありましたが、しばらく待つて呉れと云うことで待つたと云うことがありますが、待つて呉れと云うことは法定決定はまだされてない様です。確かに法적으로는2ヶ年しか規制は出来ないと思ひますが、何れに致しましては市民と云うのはこの都市計画の事業の内容或はその方法について、ほとんど理解してない様です。先も書きましたけれども不満があると思ひますが、その不満と云うのは地主が作り出して居るのではなくして市が持つて具体的に都市計画と云うのをどう云うものであると云う御説明の不十分がら出ている様であります。従つて或るもち論じたいと云う事はありましようけれども、20日間位の日数をかければ全部説明は出来るはずであります。あの3千分の1の地図がないから説明が出来ないと云う説明はないはずであります。そこで要領があらうがなかろうがこの大事業を進める観点から考えた場合には各部落に積極的に乗り込んで行つて説明をする

様努力していただきたい。それから堅実性の問題でございますけれども、この度の予算書を見ますと予算化されて居りますので、マスタープランの認可に伴う所の基幹路線の標準でございます。これを速かに出していただき度い。これによつて住民の疑惑も或る程度解消出来んじやないかと思ひます。以上要望致します。

15番～都市計画と区画整理については本年中で事業着手が出来る様にその基本的計画を完成する予定だと云つて居りますが、基本計画は完成して居りますか、具体的に説明願ひます。これは去つた64年度の6月の議会において施政方針の中にある文句であります。

市長～これは具体的に説明してくれと云うことですが、最も具体的には課長の方からさせた方が良くと思ひますが、一応原地の測量も済んで何処をどう通すと云う図面も出来て居ります。これからの仕事は何分引きにしてからに1人についてどれだけのいわゆる百坪に対して3分で行けば30坪はこれに來るとそして道路にいくら切れるうく地がどれ位と云う所までもつて行つて、そして地主の納得を得て事業計画を立て補助金や起債の見積りをして、そこまで行けばもうブルは動かせると云うふうになるんです。今の所は測量や設計は引き上つていると云うことになつて居る訳です。

15番～私がお聞きしているのは64年度の施政方針の中に基本的な計画を本年度中で完成すると云う文句があります。そこでその基本的な計画は完成されたかどうかです。

市長～はい、それは出来て居ります。これから残されたのが事業計画です。

15番～その問題は先5番議員も話されてはいたけれども、地主と云うものはほとんど都市計画については素人でありまして、従つて余りよく理解はされてない訳であります。これは私が知つて居る人でありまして2ヶ年前に建築をしたいとある訳でありましたが、しばらく待つて呉れと云うことで待つたと云うことがあります。はつきり云ひまして法定決定はまだされてない様です。確法的には2ヶ年しか規制は出来ないと思ひますが、何れに致しましても市民と云うのはこの都市計画の事業の内容或はその方法については、ほとんど理解してない様です。先も出て居りましたけれども不満があると云うことがありましたが、その不満と云うのは地主が作り出しているのではなくして市がもつと具体的に都市計画と云うのはこう云うものであると云う御説明の不充分から出ている様訳であります。従つて或るもち論忙しいと云う事はありましようけれども、20日間位の日数をかければ全部説明は出来るはずであります。あの3千分の1の地図がないから説明が出来ないと云う説明はないはずであります。そこで要望があろうがなかろうがこの大事業を進める観点から考えた場合には各部落に積極的に乗り込んで行つて説明をす

るのが市長としての^{行政}政治家としての態度じゃないかと思う訳です。もつと積極的にもち論じたいのは誰でも忙しい訳ではありますが、この忙しさを充分にスケジュールを組んで載き度いと要請を致しまして私の質問を打切ります。

議長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議長～再開致します。(午後2時46分)

3 番～質問の3番に移ります。3番の方は先に施政方針にも政府の助成事業の獲得に努力すると云うことも云われているし、又先の都計の場合の説明にもありましたが政府においては民政5ヶ年計画を基にして計画されていると云う話を当時の計画でありまして相当な変更があり得ると思う訳であります。市長はあの当時の5ヶ年計画に則つて政府に政治折衝を為されているか、新しく又別個の方策法で計画を作つてそれに基いて政府に折衝を為されているか、その点若しもその計画が変更なつたら我々にも分ると思うんですが、その後変更はないし、去年課長に対しては政府の方から(きみ達の5ヶ年計画は変更する必要があるんじゃないか)と云うことを聞かれたこともあろうと云うふうに話は聞いて居りますが、それについて市長としてはどうお考えであるか。

議長～4番議員の出席を報告致します。

市長～先にも一寸お答え致しました様に62年度に政府にも話し合いをして、そして、こう云うふうに取り上げようと云うふうに新しく作つて居りますので最初のものとはいく分は違ひはあるが現在においては政府にも話し合いの上で今の計画は進めて居ります。然し当初の順位などはそう大差はないと云うことを課長は話して居ります。

3 番～そう云う変更がある時には議会も一応知つておく必要があると思うんだが議会に諮らんでこれを計画変更したのか。

市長～これは議会にかけたプランそのものを全部変えると云う訳でなしに事業の順序ですか、これは又この事業をやりますと云うふうにその1ヶ年1ヶ年のものを議会に出して認可申請やりますので議会にはかけられて居らんとします。

3 番～じゃ、そう云う面で民政5ヶ年計画では64年度で実施すると云う方法でやつて、そして政府の方でもそれでやつて良いと云うが、かんな心なこちらの方が、それはそつちのけにして受入れ態勢も全然整えられてないと云う様な現状でないかと私は思つて居りますが、あの民政5ヶ年計画と今の実施計画とはどう云うふうな差があるか、その点我々も知つておきたいと思いますがお聞かせ願いたい。

るのが市長としての為政者としての態度じゃないかと思う訳です。もつと積極的にもち論忙しいのは誰でも忙しい訳であります。この忙しさを充分にスケジュールを組んで載き度いと要望を致しまして私の質問を打切ります。

議長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議長～再開致します。(午後2時46分)

3 番～質問の3番に移ります。3番の方は先に施政方針にも政府の助成事業の獲得に努力すると云うことも云われているし、又先の都計の場合の説明にもありましたが政府においては民政5ヶ年計画を基にして計画されていると云う話を当時の計画でありまして相当な変更があり得ると思う訳であります。市長はあの当時の5ヶ年計画に則つて政府に政治折衝を為されているか、新しく又別個の方策法で計画を作つてそれに基いて政府に折衝を為されているか、その点若しもその計画が変更なつたら我々にも分ると思うんですが、その後変更はないし、去年課長に対しては政府の方から(きみ達の5ヶ年計画は変更する必要があるんじゃないか)と云うことを聞かれたこともあろうと云うふうに話は聞いて居りますが、それについて市長としてはどうお考えであるか、

議長～4番議員の出席を報告致します。

市長～先にも一寸お答え致しました様に62年度に政府にも話し合いをして、そして、こう云うふうに取り上げようと云うふうに新しく作つて居りますので最初のものとはいく分は遅延いはあるが現在においては政府にも話し合いの上で今の計画は進めて居ります。然し当初の順位などはそう大差はないと云うことを課長は話して居ります

3 番～そう云う変更がある時には議会も一応知つておく必要があると思うんだが議会に諮らんでこれを計画変更したのか。

市長～これは議会にかけたプランそのものを全部変えると云う訳でなしに事業の順序ですか、これは又この事業をやりますと云うふうにその1ヶ年1ヶ年のものを議会に出して認可申請やりますので議会にはかけられて居らんと思います。

3 番～じゃ、そう云う面で民政5ヶ年計画では64年度で実施すると云う方法でやつて、そして政府の方でもそれでやつて良いと云うが、かん心なこちらの方が、それはそつちのけにして受入れ態勢も全然整えられてないと云う様な現状でないかと私は思つて居りますが、あの民政5ヶ年計画と今の実施計画とはどう云うような差があるか、その点我々も知つておきたいと思ひますがお聞かせ願ひたい。

市長～大きな変更は私今聞いて居りませんが、部分的はある。例えばですあの項真先にここのずつと終りまでの排水工事ですか、この普天間地内のこれをやりたいと云うのでやつたんですが、前のユケ年ではあれだけ出きたそしてその次の年には日政援助でやろうとしたがこれがうまく行きそうでないと云うのでこれを政府事業に移すとか、それから尚最初の程は腎小堀の方なんかはほとんど開発関係の予算を当てにしていますが、あれが鉄道線で、上は今の建運局でも出きると云うのでそう云うふうに事業は変つて居りませんがやるべき仕事やそれを進める順序には一寸変りはないと思いますが、今先申上げた様にその年で予定したのが次年度でずれたり、減は予算でこれで行うべきのが変つたり、然しこれはいずれの場合でも係の方にはこつちのプランに合う様には事業は進めさせて居ります。

3 番～主にその面は事業関係の特に土木関係が主だと思ひますが、市長さんにおいてこの分は日政援助でやつてくれとか、これは政府補助でやつてくれとか、特に区別して折衝をしている様であります。宜野湾市で今計画している補助事業でこの分は日政援助、この分は政府補助と云う面で折衝なさつたことがあるかどうか、単なる政府の案でこれは日政援助でやりたいから、政府もそうしているとか云うような現状であるから議会にもそう云うふうに答弁なさつてゐるのか積極的に進んで此の分は是非日政援助でやらなければいかんとか、そう云う面で日本政府まで直接当つてもらつて来ると、日政援助の場合は事業的目録をもつての援助だと話しは聞いて居りますが、そこまで予算化させる様な努力をなされて居るかどうか。

市長～只今の事業について、これは日政援助これは政府補助とここで決めて折衝はしてありません。これこれの正事をやり度いんだがやつて行けば良いか、あなたのものはこれは日政援助にもつて行こう、特に護岸の場合は日本からの一括しての援助だつたと云うのでここの工事としては小さいけれども日政援助でやれと云うので今工事中ではないかと思いますが、私としては是非日政援助と云うのではなしにどちらでも出きるだけ早く出来様なる方法で工事を進めてくれと懇々様費はこちらで20%は考へるからなるべく早くやつてくれと云う様にお願ひして居ります。それから直接日本に行つて予算獲得の運動をすると云うことは、日本政府ではよく云うんですが、市町村の代表が来た場合にはこれがあると云うんだが、所が或る面では沖縄には政府がいくつあるのか、政府を通じてやるべきだと云うことも云われていると云うことも聞くんですが、要するに我々政府にそれを述べて、そして更に市町村会とかに我々の所にこう云うふうな事業があるんだが出来だけ日政援助の面も考へて下さいと云へるんですが、直々日本行つて獲得することは今の所困難じゃないかと私は考へて居ります。

3 番～現在において日政援助を那覇市がもらつてゐると云うことを聞いて

市長～大きな変更は私今聞いて居りませんが、部分的はある。例えばですあの項真先にこのずつと終りまでの排水工事ですか、この普天間地内のこれをやりたいと云うのでやつたんですが、前の1ヶ年ではあれだけ出きたそしてその次の年には日政援助でやろうとしたがこれがうまく行きそうでないと云うのでこれを政府事業に移すとか、それから尚最初の程は青小堀の方なんかはほとんど開発関係の予算を当てにしていますが、あれが鉄道線で、上は今の鍾馗局でも出きると云うのでそう云うふうに事業は變つて居りませんがやるべき仕事やそれを進める順序には一寸變りはないと思いますが、今先申上げた様にその年で予定したのが次年度でずれたり、或は予算でこれやるべきのが變つたり、然しこれはいずれの場合でも係の方にはこつちのプランに合う様には事業は進めさせて居ります。

3 番～主にその面は事業関係の特に土木関係が主だと思いましたが、市長さんにおいてこの分は日政援助でやつてくれとか、これは政府補助でやつてくれとか、特に区別して折衝をしている様であります。宜野湾市で今計画している補助事業でこの分は日政援助、この分は政府補助と云う面で折衝なさつたことがあるかどうか、単なる政府の案でこれは日政援助でやりたいから、政府もそうしていると云うような現状であるから議会にもそう云うふうに答弁なさっているのか積極的に進んで此の分は是非日政援助でやらねけりやいかんとか、そう云う面で日本政府まで直接当つてもらつて来ると、日政援助の場合は事業的目的をもつての援助だと話しは聞いて居りますが、そこまで予算化させる様な努力をなされて居るかどうか。

市長～只今の事業について、これは日政援助これは政府補助とここで決めて折衝はしておりません。これこれの止事をやり度いんだがやつて行けば良いか、あなたのものはこれは日政援助にもつて行こう、特に腰岸の場合は日本からの一括しての援助だつたと云うのでこの工事としては小さいけれども日政援助でやれと云うので今工事中でないかと思いますが、私としては是非日政援助と云うのではなしにどちらでも出きるだけ早く出来る様な方法で工事を進めてくれと難様費はどちらで20%は考えるからなるべく早くやつてくれと云う様をお願いして居ります。それから直接日本に行つて予算獲得の運動をすると云うことは、日本政府ではよく云うんですが、市町村会の代表が来た場合にこれがあると云うんだが、所が或る面では沖縄には政府がいくつあるのか、政府を通じてやるべきだと云うことも云われていると云うことも聞くんですが、要するに我々は政府にそれを述べて、そして更に市町村会とかに我々の所にこう云うような事業があるんだが出来るだけ日政援助の面も考えて下さいとは云えるんですが、直ぐ日本行つて獲得することは今の所困難じやないかと私は考えて居ります。

3 番～現在において日政援助を那覇市がもらつて居ると云うことを聞いて

居りますが、これは事業突に反しますか。

市長～よく調べて見ないと分かりませんが、那覇市の場合は首都ですか、政府も一諸になつて、那覇市が市としてでなくて政府も一諸になつてやつているんじゃないかと思ひます。

議長～進行致します。

3 番～次に移ります。第4番目の質問でありますが、これは本議会で2回議決をして早急に折衝委員を挙げて折衝する様に当局に申し入れてある訳であります。丁度私前の議会からこの問題につきまして一般質問に出しましたし、丁度私がこれを質問してから1ヶ年になります。その場合は資料が足りないと言つて居りましたが、那覇市においては既に受入れ態勢も出来て居るし、いつでもあな方が委員会を挙げて折衝する場合は充分話し合いますから但し大きな補償を要求した場合は那覇市は請はれるから、その面でもよく検討して補償の面も納得の行く線で話し合ひしようと言ふことも話し合ひ聞いて居りますので、その点充分で折衝を始めて居られると思ひますが、どの位進展しているか、それをお聞かせ願ひます。

市長～これについては今おつしやる様に再々督促を受けて皆さんからの陳情によつてそう云う何がどれ位あるかと調査する為でこの関係部落に前の奥屋課長の所にアンケートによつて資料を集めてこれをまとめて今の課長になつてから数字を計をとつてあるんですがこれから先についてはあの時委員会を組織してと云ふことであつたんですが若し那覇市の方でこれに対処するの、いつ出来るかといふことが市長も行つてあなた方としてはどう云うふうに対処するかといふことも聞きたいんだが、地役にも聞いたんだが、それも考へて居るんだから今しばらく待つて下さい。それから何かの関係で奥屋氏の場合にも那覇市が待つてくれと云つていたし、この前名義にある場合には部長でしたが、(あなた方の所は現在の施設が借りてもない様な所を通してあるんだが、これに対する補償方或は水の部の約束通りは来てないで損害をこうむつて居るのでこれに対する要求も折衝したいと思ふんだが、と云つたら那覇部長は(これは近い中になつて居りますから)と云つて居りました。ここでも数字はまじめにこれをそのまま補償請求でもないし、或は何にするかと云ふことはそれは市だけでもいけませんので、利害関係者から代表を擧げてもらつても折衝の準備を那覇が出来た時にはこちらはずっとそれを行つて話し合ひに応じたいと思つて居ります。それから委員会の組織する様に課長には話してあります。

3 番～この問題は戦前の強制収用されたもので特にあの当時の水道条項にもあります通り水道条項の違反をして全面給水して居つた又市においては個人の場合には損害とか、そう云う調査が相当手間取ると

居りますが、これは事業費に反しますか。

市長～よく調べて見ないと分かりませんが、那覇市の場合は首都ですか、政府も一諸になつて、那覇市が市としてでなくて政府も一諸になつてやっているんじゃないかと思ひます。

議長～進行致します。

3 答～次に移ります。第4番目の質問であります。これは本議会で2回前の議決議をして早急に折衝委員を挙げて折衝する様にと当局に申入れてある訳であります。丁度私前の議会からこの問題につきまして一般質問に出しましたし、丁度私がこれを質問してから1ヶ年になります。その場合は資料が足らないと云つて居りましたが、那覇市においては既に受入れ態勢も出来て居るし、いつでもあなた方が委員会を挙げて折衝する場合には充分話合いますから但し大きな補償を要求した場合は那覇市は補れるから、その面でもよく検討して補償の面も納得の行く線まで話合ひしようとするとも話しは聞いて聞いて居りますので、その点充分できて折衝を始めて居られると思ひますが、どの位進展しているか、それをお聞かせ願ひます。

市長～これについては今おつしやる様に再々督促状を受けて皆さんからの陳情によつてそう云う何がどれ位あるかと実数を調査する為にこの関係部落に前の奥里課長の所にアンケートによる資料を集めてこれをまとめて今の課長になつてから数字を計をとつてあるんだがこれから先についてはあの時委員会を組織してと云うことでありましたが若し那覇市の方でこれに対処するのが、いつも出来ているかと云うことも聞きたいんだが、助役にも聞いたんだが、それも考えているんだから今しばらく待つて下さい。それから何かの関係で奥里氏の場合には部長でしたが、(あなた方の所は現在の施設が借りでもない様な所を通してあるんだが、これに対する補償方或は水も前の約束通りは来てないで損害をこうむつて居るのでこれに対する要求も折衝したいと思ふんだが、と云つたら那覇部長は(これは近い中にやりますから)と云つて居りました。こことちては数字はまとめたがこれをそのまま補償請求でもないし、或は何にするかと云うことはそれは市だけでもいけませんので、利害関係者から代表を集つてもらつても折衝の準備を那覇が出来た時にはこちらはすぐそれを持つて行つて話合ひに応じたいと思つて居ります。それから委員会も早く組織する様に課長には話してあります。

3 答～この問題は戦前の強制収用されたもので特にあの当時の水道条項にもあります通り水道条項の違反をして全面給水して居つたと又市においては個人の場合には損害とか、そう云う調査が相当手間取ると

思いますが、然し市当局におきましては市に直属するものでありまして期限が15ヶ年、もう既に2回も3回も更新すべきものを更新もしてないと言う面では是非そう言うからでも打出して市独自の立場でそれに付随して個人の損害の面或は補償の面と云うのは、同時に折衝をして行きながら問題が出て来るんじゃないかと云う面で早急に市当局としてそう云う面から取り上げて折衝してもらえば何こうとしても自ら住民にかけている損害の補償もしなければいかんと言うことも出て来るんじゃないかと云う様なことも、この前の質問で申上げている様な訳であります、まだそれまでは行つて居らない訳であります、今日の一読質問でもそれに取上げた訳ですが、市長が資料も整えて居るようでありますので、何日頃から折衝を始めるつもりですか、相手の方の都合もありますので何日と云うふうに確約は出来んと思ひますが、こつちの委員の折衝の方式をもつていくか、或は世間の方に御願ひする考えであるか、その点お聞かせ願ひたいと思ひます。どういふ方針で折衝を続けて行くお考えでありますか。

市長～今の関係住民の代表の方々の問題については、代表も集めてその算定の方法とか云うものはどうしてもお習ひして準備して、そして委員の方はそれを持つて那覇市の方には当らないかなければならんじやないかと思ひます。

3 答～委員を挙げて折衝すると云う方針なんですか。

市長～その場合問題になるのは、公有水面とか、それが問題になりますか。その場合にはどうしても市内の水源、財産と云えるかどうか知りませんが、とにかく特別機関の何がありますから、あそこの方でその分は研究出来るんじゃないかと思ひます。

3 答～そう云う面では大体計画は出来ておられる様でありますから、大体いつ頃から委員を挙げて折衝される段階であられるか、確実な答弁は出きんと思ひますが、やる意志があるかどうか、やる意志があればいつ頃から大体やるか。

市長～先ず最初にですか、委員会を構成して見ればその仕事の内容や見当がつけられると思うんですが、今の所早く委員会を組織してその準備にかかると云うことは出来ませんが折衝の段階に入るのはまだいつ頃になるか見当がつけられません。

3 答～これを組織するとしたら法的にどう云う様な委員会になる訳ですか

市長～法的には、

3 答～諮問機関ですか、又折衝機関ですか。

市 長～いやいや公の議会の委員会とか、或は役所の委員会でなしに特別にこの関係者による代表委員ですか。

3 番～これは財産の委任まで及ぶ様になるが現在の条例で出来るかどうかその面を。

市 長～市の委員会にもつて来るならば先に云つた公有水面なども一諸に検討する特別の機関ですか、直接の何はですか、委員会と云うよりは利害関係の代表者と云うふうなもので代表者会ですか、その利害関係者のその人々に委すと云うような代表者を集つてもらつて案を練つてその関係地主も市も一諸になつてやると云うように考えております、決して市の方で持ち切ると云う訳ではありません、それから公有水面などの問題になりますと云うと付属委員会と云いますか、今度将来の市の事業の問題を処理して行く委員会がありますが、あそこの方で検討する訳です。

3 番～それでも検討できる訳ですか。

市 長～當然し個々の地主関係のものはあそこではどうかと思うんです。

3 番～その点はまだ研究されていない訳ですか、この問題が出てから4ヶ年近くなるんですが。

市 長～今私が地主代表の集りと云うのを委員会と云つたんですが、この委員会、市としてやる場合には委員会ですか、~~地~~地主利害関係者としてやる場合には、その人々の代表者その方々と市長或は議長あたりが一諸になつて行けるんじゃないかと思ひます。

3 番～これは機関対機関の折衝と云うことになる訳ではありますが、その場合には諮問委員会で出来るかどうか。

市 長～これは市長も行きます、向こうの代表とも会います、そして実際の地主の利害関係者も行つてです、ちゃんとやります。

3 番～結論から申し上げますと来会計年度には折衝に入られる積りですか、65年度。

市 長～6月ですか、おそらく1ヶ月ではどうかと思ひます、今資料をまとめて受取つたばかりですが、本当に向こうに要求した額に相当であるかどうか、そう云うことがありますので折衝の段階はそう云うものの準備が出来てからでなくてははいけませんから本会計年度は委員会を作つてそれを検討し来年度あたりにしか完成出来ないんじゃないかと思う、私1人の考えですが。

市長～いやいや公の議会の委員会とか、或は役所の委員会でなしに特別にこの関係者による代表委員ですか。

3 番～これは財産の委任まで及ぶ様になるが現在の条例で出来るかどうかその面を。

市長～市の委員会にもつて来るならば先に云つた公有水面なども一諸に検討する特別の機関ですか、直接の何はですか、委員会と云うよりは利害関係の代表者と云うふうなもので代表者会ですか、その利害関係者のその人々に委すと云うような代表者を集つてもらつて案を練つてその関係地主も市も一諸になつてやると云うように考えております。決して市の方で持ち切ると云う訳ではありません。それから公有水面などの問題になりますと云うと付属委員会と云いますか、今度将来の市の事業の問題を処理して行く委員会がありますが、あそこの方で検討する訳です。

3 番～それでも検討できる訳ですか。

市長～著然し個々の地主関係のものはあそこではどうかと思うんです。

3 番～その点はまだ研究されてない訳ですか。この問題が出てから4ヶ年近くなるんですが。

市長～今私が地主代表の集りと云うのを委員会と云つたんですが、この委員会、市としてやる場合には委員会ですか。然地主利害関係者としてやる場合には、その人々の代表者その方々と市長或は議長あたりが一諸になつて行けるんじゃないかと思ひます。

3 番～これは機関対機関の折衝と云うことになる訳であります。その場合には諮問委員会出来るかどうか。

市長～これは市長も行きます。同様の代表とも会います。そして実際の地主の利害関係者も行つてです。ちゃんとやります。

3 番～結論から申し上げますと来会計年度には折衝に入られる積りですか。65年度。

市長～6月ですか。おそらく1ヶ月ではどうかと思ひます。今資料をまとめて受取つたばかりですが、本当に向こうに要求した額に相当であるかどうか。そう云うことがありますので折衝の段階はそう云うものの準備が出来てからでなくてははいけませんから本会計年度は委員会を作つてそれを検討し来年度あたりにしか完成出来ないんじゃないかと思ふ。私1人の考えですが。

3 番～じや1つ~~は~~よろしく御願ひします、分りました、

5 番～1、2、3番は関連して済みましたので4番に移ります、来年度に
対して市長の施政方針で財源獲得の手段として法人会社の誘致を挙
げてあります、この法人会社の誘致と云うのはこれは別に業々掲げ
なくても良い様な当然為すべき問題であります、そこで去年、去
年じやなしに今年に入つてから宜野湾市内に那覇のある製菓会社が
工場を作りたい、それで真志喜の前の方いわゆる大謝名の後の方で
す、そこが非常に適当な場所であると云う立場から宜野湾市に都計
との関連でどうなっているかを聞きに来たと云う話を聞いて居りま
すが、これについて市長から御説明をお願いします、

市 長～それは聞いておりません、

5 番～然らば前の議会で建設課長に質問を致しました、建設課長は（その
事実はない）と云いましたが、私は（あるんだ）とそこであるかな
いかは調査の後はずきり返事はやつてもらえるかと云つたら（やり
ます）と云う答弁はいただいたんですが、その後私が求めているも
のはまだ得られません、ここで~~は~~はずきりした答弁をお願いします
製菓会社からアイスクリーム工場を作りたいんだがと云う問題です

市 長～その場所が市の都計にかかっていると云うんですか、

5 番～会社からは非常に良い場所であると云う訳で向こうを候補地に挙げ
て然し宜野湾市では目下都市計画されて準備の段階であるからと云
うので、それとの関連はどうなっているかと云うので建設課に会社
の方が見えたそうだが私の質問はそう云う事実があつたかどうか、
折角向こうの方からアイスクリーム会社を作り度いと来ているの
のがしているんです、

市 長～私の所には来て居りませんが、今のお話は建設課の方に行つたのは
都市計画や道路計画を調べに行つたんですが、

5 番～結局向こうとしては真志喜の前の方でそこに空地がありますから、
向こうで工場を作りたい、それで宜野湾市は都市計画をしているか
ら道路とかその他用地関係はどうなっているか、その点を聞くため
に建設課へ行つたそうであります、その事実があるかどうかと云う
質問に対して前の議会では、その場では建設課長は、はずきりしな
いからと云う答弁でしたが、そこで（調査したらすぐ答弁出来るん
だから答弁をするか）と云つたら（答弁します）と、いわゆる（事
実を調査して答弁する）と説明があつたんですが、その事実はあつ
たんですか、なかつたんですか、答弁がありません、

市 長～

3 答～じゃ1つによろしく御願います。分りました。

5 答～1.2.3番は関連して済みましたので4番に移ります。来年度に
対して市長の施政方針で財源獲得の手段として法人会社の誘致を挙
げてあります。この法人会社の誘致と云うのはこれは別に業々掲げ
なくても良い様な当然為すべき問題であります。そこで去年、去
年じゃなしに今年に入ってから宜野湾市内に那覇のある製菓会社
工場を作りたい。それで真志喜の前の方いわゆる大謝名の後の方で
す。そこが非常に適当な場所であると云う立場から宜野湾市に都計
との関連でどうなっているかを聞きに来たと云う話を聞いて居りま
すが、これについて市長から御説明をお願いします。

市 長～それは聞いておりません。

5 答～然らば前の議会で建設課長に質問を致しました。建設課長は（その
事実はない）と云いましたが、私は（あるんだ）とそこであるかな
いは調査の後にはつきり返事はやつてもらえるかと云つたら（やり
ます）と云う答弁はいただいたんですが、その後私が求めているも
のはまだ得られません。ここでははつきりした答弁をお願いします
製菓会社からアイスクリーム工場を作りたいんだと云う問題です

市 長～その場所が市の都計にかかっていると云うんですか。

5 答～会社からは非常に良い場所であるという訳で向こうを候補地に挙げ
て然し宜野湾市では目下都計計画されて準備の段階であるからと云
うので、それとの関連はどうなっているかと云うので建設課に会社
の方が見えたそうだが私の質問はそう云う事実があつたかどうか。
折角向こうの方からアイスクリーム会社を作り度いと来ているのも
のがしているんです。

市 長～私の所には来て居りませんが、今のお話は建設課の方に行つたのは
都市計画や道路計画を調べに行つたんですが、

5 答～結局向こうとしては真志喜の前の方でそこに空地がありますから、
向こうで工場を作りたい。それで宜野湾市は都市計画をしているか
ら道路とかその他用地関係はどうなっているか。その点を聞くため
に建設課へ行つたそうであります。その事実があるかどうかと云う質問に
質問に対して前の議会では、その場では建設課長は、はつきりしな
いからと云う答弁でしたが、そこで（調査したらすぐ答弁出来るん
だから答弁をするか）と云つたら（答弁します）と、いわゆる（事
実を調査して答弁する）と説明があつたんですが、その事実はあつ
たんですか。なかつたんですか。答弁がありません。

布/長/市/

市長～市長は私の所にはありません、あるとすれば私は一緒になつて現場なり、そこの計画なりを画面もごん味すると思いますが、私の所にはなかつたのです。

5 番～建設課は市長が任命したんだから、貴方の方に来なくても建設課に来たかどうかをあなたは建設課長に聞く義務があります、その場で聞いて答えて下さい、私の方に来ないから分りませんではいけません。

市長～只今の御質問課長に聞いたんですが、課長の方にもそう云うことはなかつた様であります、課長の話では（よく係あたりになつてゐるかを見てからすぐ帰られる方々があるが、そう云うかつ好のものじゃないかなあ）と云う話であります。

5 番～それではかいつまんで要点をもう一べん質問致します、アイスクリーム工場を作りたいんだがと云うふうなはっきりした意思表示を相手をやつて、そこで自ら計画している用地を都市計画とどう云うふうな関連があるかどうかを建設課に聞きに来た事があるかどうかを明確に答えて下さい、いわゆる相手側が真志喜の前の方にアイスクリーム工場を作りたいんだがと云うふうなはっきりした意思表示をして、都市計画の方はどうなつてゐるかと云うふうな。

市長～課長の方ではないと云つて居ります。

5 番～課長の方で分らなければ建設課の職員はそう云つた事は分らなかつたですか、課長？

建設課長～建設課の係の方にこの点について聞いて見たんだが、はっきりした内容がつかめんもんでですから実際にその目的で是非と云う意味で来られたかどうかその所がはっきりしません。

5 番～ですから質問の内容は、はっきりして居ります、アイスクリーム工場を作り度いんだがと云うふうに相手は意思表示をして都計との関連を聞くために建設課に訪れた人はいなかつたかどうか、私の質問はこれでありまして、いわゆるいたか、いなかつたか、分らじやなくしてゐるならいる、いないならいないとはつきりさせて下さい、そう云うふうな事を聞かれた人が居なかつたら居ないと云うことになりまして、居るか居なかつたか分らんで答弁にならんです、これを居たか居なかつたかを調べる為にはあなたの部下職員に尋ねるだけの良いはずで、私がこれを取り上げるのは市長もここに財源獲得の手段として打出して居ります、説明するまでもなく法人会社は大きな財源になります、にもかかわらず向こうの方からアイスクリーム工場を作りたいんだがと云う計画をもつて衆々建設課に訪れたと云

市長～市長の私の所にはありません。あるとすれば私は一緒になつて現場なり、そこの計画なりを圖面もざん昧すると思いますが、私の所にはなかつたのです。

5 番～建設課は市長が任命したんだから、貴方の方に来なくても建設課に来たかどうかをあなたは建設課長に聞く義務があります。その場で聞いて答えて下さい。私の方に来ないから分りませんではいけません。

市長～只今の御質問課長に聞いたんですが、課長の方にもそう云うことはなかつた様であります。課長の話では（よく係あたりにどうなっているかと見てからすや歸られる方々があるが、そう云うかつ好のものじゃないかなあ）と云う話であります。

5 番～それではかいつまんで要点をもう一べん質問致します。アイスクリーム工場を作りたいんだがと云うふうなはっきりした意思表示を相手がやつて、そこで自ら計画している用地を都市計画とどう云うふうな関連があるかどうかを建設課に聞きに来た事があるかどうかを明確に答えて下さい。いわゆる相手側が真志喜の前の方にアイスクリーム工場を作りたいんだがと云うふうなはっきりした意思表示をして、都市計画の方はどうなっているかと云うふうな。

市長～課長の方ではないと云つて居ります。

5 番～課長の方で分らなければ建設課の職員はそう云つた事は分らなかつたですか。課長？

建設課長～建設課の係の方にこの点について聞いて見たんだが、はっきりした内容がつかめんもんですから実際にその目的で是非と云う意味で来られたかどうかその所がはっきりしません。

5 番～ですから質問の内容は、はっきりして居ります。アイスクリーム工場を作り度いんだがと云うふうに相手は意思表示をして都計との関連を聞くために建設課に訪れた人はいなかつたかどうか、私の質問はこれであります。いわゆるいたか、いなかつたか、分らじやなくしているならいる。いないならいないとはつきりさせて下さい。そう云うふうな事を聞かれた人が居なかつたら居ないと云うことになり、そう云うふうな事を聞いた方が居たら居たと云うことになります。居たか居なかつたか分らんでは答弁にならんです。これを居たか居なかつたかを調べる為にはあなたの部下職員に尋ねるだけで良いはずで、私がこれを取り寄げるのは市長もここに財源獲得の手段として打出して居ります。説明するまでもなく法人会社は大きな財源になります。にもかかわらず向こうの方からアイスクリーム工場を作りたいんだがと云う計画をもつて業々建設課に訪れたと云

う、どちらかと云うと自ら進んで先ずここに計画と云うのがあつても併行してまでそれを造らすべきであつて、私の聞いた話からすると、そこは都計の道路その他計画でいゝるものがあると云う明をし、そこで向こうとしては、（それじや造れないんだな）と云うふうな考へて向こうとしては計画を変更して、浦添村に造つて居ります。ですから業々向こうから聞かすのは、浦添市の為に信者させますと来ての明によるとアイスクリーを工場を作りたいんだが向こうはどうか説明しているかと云つた様なことを建設課に聞きに来たお客さんが居たか居なかつたか分らないですか。

建設課長～そうです。

5 番～分らない、これは居たか居なかつたかをばつきりさせる為には何か方法はないですか、先程私が申上げた様に自分の職員に対してそう云う事案があつたかどうかを尋ねるだけで充分です。これはいう加減じやいかないのです、問題はばつきりしてもらふん、ここにそう云うふうなことを打出してもこれは空宣伝です、そう云う事案があつたかどうかの質問に明確な答弁さえ出来ないのに市長が施政方針に法人会社の誘致と云うのをそこ打出したからと云つてそれは果しきでどめが私に位の価値があるかどうか、私には全然信憑できません、私の質問に私の求めている答弁はしませんから答弁が出来なかつたと云うふうに私は解しやくします。

議 長～暫休憩致します。（午後3時13分）

議 長～再開致します。（午後3時14分）

8 番～私の出した質問事項のうち答目の（ロ）になつて居ります、先程も5番議員からもありましたが、まずこの問題をお聞きする前に市長にお聞きしますが、65年度における施政方針の中にこれからお聞きしようとする問題もありますが、この施政方針に謳われた問題は市長と致しましては、いわゆる実現性のあるものを施政方針として打出してあると思ひますが、如何ですか。

市 長～そうです。

8 番～然らばこの法人会社の誘致の具体的な策と云うものがおありだと思ひますが、これはどう云う様な策でもつて誘致されますか。

市 長～今の様に宜野湾市でも良いと云う法人がありました場合に、市長も職員も出来るだけその人々の要覧に応える様に（あなた方としては土地がどの位要るか、どう云う場所が良いか）と云うお話し合いをして、案例を申し上げますと、まだ来る来いはばつきりして居りませ

う。どちらかと云うと自ら進んで先ずここに計画と云うのがあつても併行してまでそれを造らすべきであつて、私の聞いた話からしますと、そこは都計の道路その他の計画でいろんな物があると云う説明をしたので向こうとしては、(それじや造れないんだな)と云うふうを考えて向こうとしては計画を變更して、浦添村に造つて居ます。ですから業々向こうから宜野湾市の為に信者させますと来ているのを追払っているのと同じです。これはそうすると今の課長の説明によるとアイスクリーム工場を作りたいんだが向こうはどうなっているかと云つた様なことを建設課に聞きに来たお客さんが居たか居なかつたか分かりませんか。

建設課長～そうです。

5 番～分らない。これは居たか居なかつたかはつきりさせる為には何か方法はないですか。先程私が申上げた様に自分の職員に対してそう云う事実があつたかどうかを尋ねるだけで充分です。これはいい加減じやいけません。問題ははつきりしてもらわんとここにそう云うふうなことを打出してもこれは空宣伝です。そう云う事実があつたかどうかの質問に明確な答弁さえ出来ないのに市長が施政方針に法人会社の誘致と云うのをそこに打出したからと云つてそれは果してどが私にば全の位の価値があるかどうか、私には全然信用できません。私の質問に私の求めている答弁はしませんから答弁が出来なかつたと云うふうに私は解しやくします。

議長～暫休憩致します。(午後3時13分)

議長～再開致します。(午後3時14分)

8 番～私の出した質問事項の5番目の(口)になつて居ります。先程もう番議員からもありましたが、まずこの問題をお聞きする前に市長にお聞きしますが、65年度における施政方針の中にこれからお聞きしようと云う問題もありますが、この施政方針に託われた問題は市長と致しましては、いわゆる実現性のあるものを施政方針として打出してあると思ひますが、如何ですか。

市長～そうです。

8 番～然らばこの法人会社の誘致の具体的な策と云うものがおありだと思いますが、これはどう云う様な策でもつて誘致されますか。

市長～今の様に宜野湾市でも良いと云う法人がありました場合に、市長も職員も出来るだけその人々の要覧に應える様に(あなた方としては土地がどの位要るか。どう云う場所が良いか)と云うお話し合いをして、実例を申し上げます。まだ来る来いははつきりして居りませ

んが或る飲料水の会社が宜野湾市でも良いと云うことで、所が向こうの方では土地の安い所をしてなべく1号線から見えて、所と云うことであります。極力その人に市有地を出来そうな場合は市有地でそこをいけなかつたら個人の土地を世話し上げようとするので、極力そこに持つて来ようと思つて折衝して居りますが、今後においでても立派な事業とも関係するが、その市のところを云うものを誘致して、その所があれば、出来るだけその云う会社を誘致して、その財源を獲得したいところ思うのであります。

- 8 番～法人会社の誘致は大きな新しい財源になると云うことは申すまでもありませんけれども御承知の通り貿易におきましても、自由貿易でありまして、いわゆる外人商社はもち論のこと、日本の資本(外資)を導入してその許可さえもらえば、どんどんこう云う法人も管内に誘致出来るんじゃないかと私は思います。お話を伺つて見ますと飲料水会社と云うお話もございましたが、もつと本市が動くことによつてそう云つた法人会社ももつとスケールを大きくすると云つたらこれは一寸限りがないんですが、外人商社をもつと増すとか、或は商工会議所あたりを通じてビザールして日本の商社を誘致して来て外資導入の許可を得てやるならば、こう云つた誘致策も可能ではないかと私は思います。そう云つた面をお考えになつた事はございませんか。

市長～今の所当てにして居る会社はありませんが、幸いに商工会議所の会員でもあられるので、特に該会議員はそう云う面には詳しいと思いますので何とかそう云う場合にはお伝え願つてからにどうにかこれを誘致出来る様に御協力をお願いします。今の所私の方では先にお話し申し上げた様に飲料水会社だけで外人商社の申込み等はまだ聞いて居りません。

- 8 番～最後に是非実現したい様に要望したいと思います。この外人商社を誘致すると、これはどうなるでしょうか、経済課に属するかどううか知りませんが、あえて経済課だけでなく財政、総務或は建設課とあらゆる各課が、いわゆる市が丸となつてうんと対外的にも宣伝して誘致も出来るんだと、だが申込んで来たら、この辺に適地があるから、その辺でやつておらんと云う様な消極的なことではなしにもつととうちやくした積極的な誘致策をもつて進んでもらいたいと要望します。

議長～他に関連質問ありませんか、なければ進行致します。5番。

- 5 番～5番目の質問をします。公営企業の財源並びに事業費の負担額は、たとえ議会の公式の指定がなくても事業発展を期する意味において最善の投資方法が必要である自治法第177条や本市の予算決算取

んが或る飲料水の会社が宜野湾市でも良いと云うことで、所が向こうの方では土地の安い所をしてなるべく1号線から見える所と云うことでありましたので、そう云う土地を選んで話しを進めている所でもあります。極力その人々に市有地に出るような場合には市有地にそこでいけなかつたら個人の土地を世話して上げようとするので、極力そこに持つて来ようと思つて折衝して居りますが、今後においても埋立事業とも関係しますが、その市のこう云うものを誘致出来るような所があれば、出来るだけそう云う会社を誘致して、そして財源を獲得したいところ思うのであります。

- 8 番～法人会社の誘致は大きな新しい財源になると云うことは申すまでもありませんけれども御承知の通り貿易におきましても、自由貿易であります。いわゆる外人商社はもち論のこと、日本の資本（外資）を導入してその許可さえもらえば、どんなところ云う法人も管内に誘致出来るんじゃないかと私は思います。お話を伺つて見ますと、飲料水会社と云うお話してもございましたが、もつと本市が動くことによつてそう云つた法人会社ももつとスケールを大きくすると云つたらこれは一寸限りがないんですが、外人商社をもつと増すとか、或は商工会議所あたりを通してアピールして日本の商社を誘致して来て外資導入の許可を得てやるならば、こう云つた誘致策も可能ではないかと私は思います。そう云つた面をお考えになつた事はございせんか。

市長～今の所当てにして居る会社はありませんが、幸いに商工会議所の会員でもあられるので、特に該会議員はそう云う面には詳しいと思ひますので何とかそう云う場合にはお伝え願つてからにどうかこれを誘致出来る様に御協力をお願いします。今の所私の方では先にお話し申し上げた様に飲料水会社だけで外人商社の申込み等はまだ聞いて居りません。

- 8 番～最後に是非実現したい様に要望がしたいと思いますが、この外人商社を誘致すると、これはどうなるでしょうか、経済課に属するかどううか知りませんが、あえて経済課だけでなく財政、総務或は建設課とあらゆる各課が、いわゆる市が一丸となつてうんと対外的にも宣伝して誘致も出来るんだと、だが申込んで来たら、この辺に適地があるから、その辺でやつてと云う様な消極的なことではなしにもつととうちやくした積極的な誘致策をもつて進んでもらいたいと要望致します。

議長～他に関連質問ありませんか。なければ進行致します。5番。

- 5 番～5番目の質問をします。公営企業の財源並びに事業費の状況は、たとえ議会の公式の指定がなくても事業発展を期する意味において最善の投資方法が必要である自治法第177条や本市の予算決算取

役規則第7条の条文もその為の規定と~~も~~思料します。本市の公営企業の会計業務様式を複式簿記に改める業務改善は、公企法の施行規則が制定される時期までは実施されないのか、先ずこれから答弁をお願いします。

市長～今これを実施やり取ねますのは公企法の複式簿記だけでやつた場合には自治法をむじゆんする様な所がでて来る。自治法で予算を出すか、ねばならないのを公営企業法では事業計画と云うふうになり実行かな。そこに一方の自治法には~~な~~むいて、一方だけに行く訳にも行かない方。いし、施行規則が出来までは今の予算書を~~も~~持つて会計経理の方。は今まで通りにして尚参考資料として出来るだけ複式簿記に準じ、所の損益計算とか事業計画とかも準備するようにした方がよいんじゃないかと思う訳で、今すぐに複式簿記にすると云うことは無理であります。

5 番～公営企業における会計法はどの方法が一番最善の方法だと思いますか。市長は例えば一般会計方式そのどちらが最善の方法だと思いますか。

市長～これは当然企業と云うことになりまして公営企業の方が最も適当だと思えますが然しそれがまだ施行規則が出来て居らないので自治法の適用によつて市の予算決算が承認される様になつて居りますのでこの自治法には是非随わねばならないと思えます。

5 番～企業会計方式が公営企業の最も能率的な会計業務があると云う考えはもつて居る訳ですか。

市長～はい。

5 番～それじゃそう云う考えはあるにもかかわらず公企法の施行規則が制定されるまではそれをやらないと云うのはもう少し掘り下げて説明をお願いします。施行規則が制定されるまでは出来ないんだと云う法則がありますか。

市長～それに移つてそれだけでやると云うと自治法に違反することになる訳です。

5 番～何故そむきますか。

市長～自治法ではちゃんと予算決算審でやる様になつて居るし、公営企業法での事業計画で済ますと云つた様にはなつて居りませんから。

5 番～今の市長の御説明によりますと、施行規則は制定されるのに企業会計方式に業務改善した場合には自治法にふれると云う訳ですか。そ

扱い規則第7条の条文もその為の規定と思料します。本市の公営企業の会計業務様式を複式簿記に改める業務改善は、公企法の施行規則が制定される時期までは実施されないのか、先ずこれから答弁をお願いします。

市長～今これを実施やり兼ねますのは公企法の複式簿記だけでやつた場合には自治法をむじゆんする様な所が出て来る。自治法で予算を出さねばならないのを公営企業法では事業計画と云うふうになります。そこに一方の自治法にはがれむいて、一方だけに行く訳にも行かないし、施行規則が出来までは今の予算書を持つて会計経理の方は今まで通りにして尚参考資料として出来るだけ複式簿記に準ずる所の損益計算とか事業計画とかも準備するようにした方が良いんじゃないかと思う訳で、今すぐに複式簿記にすると云うことは無理であります。

5 番～公営企業における会計法はどの方法が一番最善の方法だと思いますか。市長は例えば一般会計方式そのどちらが最善の方法だと思いますか。

市長～これは当然企業と云うことになりますと公営企業の方が最も適当だと思ひますが然しそれがまだ施行規則が出来て居らないので自治法の適用によつて市の予算決算が承認される様になつて居りますのでこの自治法には是非随わねばならないと思ひます。

5 番～企業会計方式が公営企業の最も能率的な会計業務があると云う考えはもつて居る訳ですか。

市長～はい。

5 番～それじやそう云う考えはあるにもかかわらず公企法の施行規則が制定されるまではそれをやらないと云うのはもう少し掘り下げて説明をお願いします。施行規則が制定されるまでは出来ないんだと云う法則がありますか。

市長～それに移つてそれだけでやると云うと自治法に違反することになる訳です。

5 番～何故そむきますか。

市長～自治法ではちやんと予算決算書でやる様になつて居るし、公営企業法での事業計画で済ますと云つた様にはなつて居りませんから。

5 番～今の市長の御説明によりますと、施行規則は制定されるのに企業会計方式に業務改善した場合には自治法によれると云う訳ですか。そ

のふれる理由をもう少しぐだいて御説明願います。要するに出来ないと云う御説明ですか。

市長～今すぐ切り替えることです。自治法とむじゅんする事が出てくる。

5 番～私の云うのは企業会計方式に切り替えるのは何か、それを拘束する法規があるんですか。つまりやつちやいかんと云うような。

市長～とにかく今までの説明を聞いた所によりますと、公企法の事業計画損益計算そう云うもの即ち組合でやつているようなものに移すと云うと今やつている予算決算とかの書類にしては数字的にもむじゅんが出て来る場合もあるし、出来ないと、自治法による所の予算決算の場合には、公企法による所の参考資料として付けるのは良いけれども、自治法で云う所の会計経理をやつて、出さねばならんと思うんです。

5 番～それじや自治法第177条には、宜野湾市の水道事業が公営企業であると云うように議会が決議した場合には当局がどう考え様企業が企業会計方式に切りかえなければいけない義務が生じて来ますが、それに対して御見解をお伺いします。

市長～議会が自治法によらずに公営企業でこれをやれと云うことになった場合ですか。

5 番～私の先程の質問は宜野湾市議会が正式の手続きを経て議会の意志表示として水道事業をいわゆる公営企業であるから必要な期間を定めて必要な財務諸表を提出すべしと指定した場合、いわゆる水道事業をそう云うふうにやれと指定した場合必ずには当局はそれに随わなくちやいかないと法的効力が発生しますが、

市長～議会において公営企業法の会計経理でやれと決めた場合です。

5 番～そうではありません。市町村自治法第177条の条文によつてです。第177条の条文によりますと議会は指定する権限があります。それを正式の手続きを経て指定した場合はいやで~~も~~応でも公企法に該当するいわゆる公営企業をして運営しなくちやいかないのであります。然し只今の市長の説明によりますと、施行規則が制定するまでは自治法にふれるから、これは変えられないと云う説明でありました。

市長～はい。それは今の予算決算の今まで通りにやりつつ参考資料として公営企業の数字もやることも出来るんだが、今の所は市としてこちらで取扱うべきのは自治法による所の会計経理のやり方をやるのが~~必~~当り前でないかとう考えて居ります。

のふれる理由をもう少しぐだいて御説明願います。要するに出来ないと云う御説明ですか。

市 長～今すぐ切り替えることです。自治法とむじゆんする事が出てくる。

5 番～私の云うのは企業会計方式に切り替えるのは何か、それを拘束する法規があるんですか。つまりやつちやいかんと云うふうな。

市 長～とにかく今までの説明を聞いた所によりますと、公企法の事業計画損益計算そう云うもの即ち組合でやつているようなものに移すと云うと今やつている予算決算とかの書類にしては数字的にもむじゆんが出て来る場合もあるし、出来ない、自治法による所の予算決算の場合には、公企法による所の参考資料として付けるのは良いけれども、自治法で云う所の会計経理をやつて、出さねばならんと思うんです。

5 番～それじや自治法第1777条には、宜野湾市の水道事業が公営企業であると云うふうに議会が決議した場合には当局がどう考え様が企業会計方式に切りかえなければいけない義務が生じて来ますが、それに対して御見解をお伺いします。

市 長～議会が自治法によらずに公営企業でこれをやれと云うことになつた場合ですか。

5 番～私の先程の質問は宜野湾市議会が正式の手続を経て議会の意志表示として水道事業をいわゆる公営企業であるから必要な期間を定めて必要な財務諸表を提出すべしと指定した場合、いわゆる水道事業をそう云うふうにやれと指定した場合、必ずやるには当局はそれに随わなくちやいかないと法的効力が発生しますが、

市 長～議会において公営企業法の会計経理でやれと決めた場合です。

5 番～そうではありません。市町村自治法第177条の条文によつてです。第177条の条文によりますと議会は指定する権限があります。それを正式の手続を経て指定した場合はいやでを応でも公企法に該当するいわゆる公営企業をして運営しなくちやいかんのであります。然し只今の市長の説明によりますと、施行規則が制定するまでは自治法にふれるから、これは変えられないと云う説明でありました。

市 長～はい、それは今の予算決算の今まで通りにやりつつ参考資料として公営企業の数字もやることも出来るんだが、今の所は市としてこちらで取扱うべきのは自治法による所の会計経理のやり方をやるのが当たり前でないかこう考えて居ります。

5 番～議会が指定した場合には、

市長～そうした場合、公営企業としてやらなければいかないと決まれば、これに移してやると思う訳であります。その時には自治法にむく様な所は行政課の指導も受けなければいかんじやないかと思ひます。

5 番～自治法177条によつて指定と云う議会手続きをした場合には、いわゆる貸借対照表や損益計算書も議会に提出しなければならない義務が生じて来ます。然し只今の市長の説明によりますと施行規則が制定されないから従つて自治法にふれるから貸借対照表も出さないと。

市長～出さないんではない。資料としては出して良いと先から申上げて居るんです。一応今の様式でどうしてもやらにやいかんと云う訳です。

5 番～然し正規の貸借対照表と損益計算書を作るには当然企業会計方式を採用しなければなりません。だが今の説明からしますと企業会計方式はとらんでどうして貸借対照表を出すことが出来ますか。たとえ参考資料であらうが。

市長～だから両方資料として付けるならば出来ます。

5 番～これは講う所の正規の貸借対照表ですか。それは間違いありませんか。

市長～はい、作らす様にすれば出来ますけれども今の所どうしても今の予算決算の様式の、今の様な会計方式もやらなければならんと云うことを申上げて居る訳です。

5 番～そうすると公企法の施行規則が制定されるまでは企業会計方式は採用しないと解しやくしてよろしいですか。

市長～はい、だが然し議会が是非これが欲しいと云うことであれば、これは作れます。だから先から申上げるんだが議会にはこれも作る様にいたしますと。

5 番～関連して質問いたしますが、現在の会計処理は複式簿記は採用されていない訳ですか。

市長～先程も課長から説明がありましたが、那覇で主催して今講習を受けて居りませんが、まだ採用はして居りません。

5 番～それじや議会が決議をやつたら当然やらなくちやいけない立場にな

5 番～議会が指定した場合には、

市 長～そうした場合、公営企業としてやらなければいかないと決まれば、これに移してやるところ思う訳であります。その時には自治法にせむく機な所は行政課の指導も受けなければいかんじやないかと思えます。

5 番～自治法177条によつて指導と云う議会手続きをした場合には、いわゆる貸借対照表や損益計算書も議会に提出しなければならない義務が生じて来ます。然し只今の市長の説明によりますと施行規則が制定されないから従つて自治法にふれるから貸借対照表も出さぬさない。

市 長～出さないのではない。資料としては出して良いと先から申上げて居るんです。一応今の様式でどうしてもやらにやいかんと云う訳です。

5 番～然し正規の貸借対照表と損益計算書を作るには当然企業会計方式を採用しなければなりません。だが今の説明からしますと企業会計方式はとらんでどうして貸借対照表を出すことが出来ますか。たとえ参考資料であろうが。

市 長～だから両方資料として付けるならば出来ます。

5 番～これは講う所の正規の貸借対照表ですか。それは間違いありませんか。

市 長～はい。作らす様にすれば出来ますけれども今の所どうしても今の予算決算の様式の、今の様な会計方式もやらなければならんと云うことを申上げて居る訳です。

5 番～そうすると公企法の施行規則が制定されるまでは企業会計方式は採用しないと解しやくしてよろしいですか。

市 長～はい。だが然し議会が是非これが欲しいと云うことであれば、これは作れます。だから先から申上げるんだが議会にはこれも作る様にいたしますと、

5 番～関連して質問いたしますが、現在の会計処は複式簿記は採用されていない訳ですか。

市 長～先程も課長から説明がありましたが、那覇で主催して今講習は受けて居りませんが、まだ採用はして居りません。

5 番～それじや議会が議決をやつたら当然やらなくちやいけない立場にな